

1. 議事日程

〔令和7年第4回安芸高田市議会12月定例会第8日目〕

令和7年12月15日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
総務部政策統括監	佐々木 満 朗	危機管理監	神 田 正 広
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	柳 川 知 昭	総 務 課 長	玉 井 郁 生
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政策企画課長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波多野 奈 美

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 皆さんおはようございます。開会前ですが、傍聴者の皆様に申し上げます。

議場内の換気のため、おおむね1時間ごとに休憩を取らせていただきますので、御承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、携帯電話の電源をお切りになるようよろしくお願いいたします。再度ご確認のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○石 飛 議 長 定刻になりました。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名人の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番山根議員および10番 児玉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

日程第2、先日に引き続き一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告順といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番 佐々木議員。

○佐々木議員 おはようございます。

2番、佐々木智之です

昨日の午前中、土師ダムマラソン、午後からの議会改革特別委員会による意見公聴会もありまして、体のほてりがまだ冷めておりません。

先週の一般質問から熱量を引き継ぎまして、本日もよろしくお願いいたします。

通告に基づき、大枠2点お伺いします。

1、神楽による観光振興について、大阪・関西万博での合同神楽による講演が盛り上がりました。自分も大阪駅公演、万博内での公演どちらも見に行きました。ふるさと応援の会関西支部の方々の協力もあり、たくさんの方々にPRできたんじゃないかなというふうに思います。感謝いたします。

その他にも、県外への神楽公演など大都市プロモーションに注力していると思います。

事務事業としても今年度補正で増額を行い、プロモーションを行っている状況だと認識しています。

次の段階として、本市で行われる神楽公演を、市外の方にも来てもらい、地元での経済効果創出、関係人口の創出などにつなげていく必要があると考えます。

本市における受皿の整備はどのようになっているかを伺います。

1 観光客が市内を移動する際の交通について方向性を伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

安芸高田市に訪れていただく観光客の皆さんの多くは、主に中国自動車道または国道 54 号線、県道 37 号線を活用し自家用車でお越しをいただいているのが現状と思っております。

また広島駅、広島空港からレンタカーを利用されておられる方や J R 等を利用される方もいることは、認識をしております。

当市の課題として、いわゆる 2 次交通が脆弱であり、公共交通を利用しての市内周遊は難しい状況となっております。

観光だけにとらわれることなく、交通手段についても一体的に検討する必要があると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 少しちょっと市外の方に目を向けてみますと、広域で言いますと J R バス中国が浜田市から大阪までのバスを1日2便運行していると理解しています。

このバスは三次の次に千代田に留まるようになっておりまして、安芸高田市を通過するようなバスの停留所の設定になっております。

まずは市内に人を運ぶというところから考えると、停留所として加わるように働きかけることで、市内の流入が生まれるのではないかと思います。現状の考えをお聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほど紹介いただいた J R バスです、以前は北の関宿のほうにも停車をしていましたけれども、利用者が少ないということで、先方の都合で停車がなく千代田から三次へと一気に行くというふうな路線になっております。

そういったことも J R とも今、芸備線の関係で協議を進めておりますので、そういったところの復活といいますか、新たに安芸高田市内、美土里のバス停で高速には美土里・高宮のバス停がありますんで、そういったところでも停車をしていただけないかというような協議はしてい

たいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 もともとあったというところで利用者が少ないので止まらなくなったというような形になったんだと思いますが、やはり市外から来たときにはやはりそこからの移動っていうところがしっかりしていれば、利用者が減らずというよりは、利用しやすくなるのではないかなというふうに思います。

市内の観光においては先般交通再編計画の説明もありましたが、それに示した内容では、観光客に対してケアができないのではないかなというふうに考えています。市内を巡る場合の交通網、先ほど自家用車のほうが利用量が多いっていうところだったんですけども、そうではないところの観光客を獲得していくというふうに考えた場合に市内を巡る場合の交通網をどのように整備していくか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在公共交通の見直しということで一つの案をお示しをさせていただいておる段階にいます。その中でも一応、周遊的なところも可能な限りは考えておるんですけど、やはりなかなか厳しいというところがあります。

今後はカーシェアリングとかそういったところも1回チャレンジをしたんですけども、先方の都合でちょっと前に行けなかったという案件もありますので、会社やレンタカーの部分も含めてもう少し、公共交通で回ってもらえるのが一番ですけども、なかなか現状厳しい状況がありますので、そこはうまくそういったレンタカー、カーシェアリングも含めて、再度検討を重ねていきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 市内を巡る場合の交通網の整備というところでは模索されている点というところもあるように理解しました。

ここで観光客や市民の移動っていうところを、ただの移動として捉えるのではなく、新しいコミュニケーションの場になる、または、この町がいいと思える機会になれば、それは非常に町にとって有効なのではないかなというふうに考えています。

自家用有償旅客運送という制度がありますけども、富山県朝日町では住民が参画して、町内の交通を住民が助けるという制度が実際に運用されています。

一般質問1日目に、住民参画の多様な機会を作るという答弁もありましたが、住民参加による市内の移動を創出することも検討の一つかなというふうに思うのですが、そちらに対して考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 答えいたします。
自家用ライドシェアとか今新たな交通手段が出ております。先日も大崎上島のほうでは新しいライドシェアが始まっておるのも伺っておりますので、そういったところの状況も、今の公共交通の見直しが完了しますと同時にそのライドシェアある辺の部分も含めて検討に入っていきたいと思います。

以上です。
○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに考えます。
この自家用有償旅客運送というのは、二種免許保持者または安全講習を受けた地域住民がドライバーとなれるというふうに立てつけとなっています。例えばこのドライバーの醸成を、市の事務事業であるグッドドライバーレッスンと連携して取り組むことができると市内の移動を支える市民ドライバー参加が期待できまして、利用度が高まり、結果的に観光客の移動を助けたり、ドライバー自身も貢献できた喜びを感じ、さらなる安全運転意識の向上につながるのではないかなと考えます。
こういった形で事務事業を横断的に捉えて連携しながらできればと思いますが、そちらに対して考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 いわゆる先ほどの免許の分、私も取得をしております、現在川根地域のもやい便の運転手という登録もしておりますけども、これ取るのに四、五万円お金がかかります。これは自動車学校のほうに行って特別な教育カリキュラム、教習を受けて、急ブレーキの仕方とか、実際にやって、資格を取得するんですけども、そういったところが先ほどのグッドドライバーレッスンのカリキュラムの中でできるかどうかというのも、これはもう監督官庁指示もありますのでそういったところも含めて、どの辺までのエリアの方を広めるかというのも含めて検討する価値はあると思いますけど、かなり大きなまた事業になると思いますのでその辺も含めて考えてみたいとは思っています。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。

2、観光客が市内で宿泊滞在する際の宿泊施設の整備、市内に存する

施設の情報発信についての方向性を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市内の宿泊施設については、神楽門前湯治村たかみや湯の森福寿荘、民泊などが挙げられますけども、正直不足しており課題だと認識をしております。

そのため民間宿泊施設の誘致に向けて現在取組をしております。

観光施設の情報発信についてですけども、施設ごとにホームページなどで発信いただいておりますけども、道の駅三矢の里あきたかたでも情報を集約し、情報発信に取り組んでまいります。

以上でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 民泊やゲストハウスで空き家の活用など少し広く活用を含めて市内宿泊施設の充実を図っていくことでその情報のプラットフォームを作ることによって利用者の利用度が上がるというふうに自分のほうは考えるんですけども、どのように宿泊施設、これから作って広めていく、増やしていくというふうになったときに情報発信、市としてどのように情報発信をしていくか考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先日も一般質問で益田議員の質問にお答えしたかと思うんですけども、安芸高田市、いろんな観光資源があるんですけども、そういったものが今単体でばらばらで動いているような感じがこの間してまいりました。

そういった中で観光計画について策定を来年度するという事でお話をさせていただきましたけども、そういった中で一体的にそういった様々な宿泊も含めて、名称も含めていろんなものが統一的な発信ができるようなシステムというか、体制を作りたいと思います。

観光協会が今ありませんので、それに代わる役目を今観光協会の、商工観光課のほうをやっておりますけども、行政の部分ですのでどうしても民間のノウハウというところでは十分対応しきれてない部分があると思いますので、そういったところがしっかり体制が組めるようなこともこの計画の中で考えていって強化していきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 確かに先週の一般質問で益田議員が質疑や質問した内容に対して安芸高田市の観光振興計画の新たな策定というところの答弁がありました。

ちなみに総合計画では宿泊者数、宿泊客数を 2024 年の 7,701 人から

2028年には9,500人を目指すとしておりますが、その具体的な手法についても、その計画に明記されるという理解でよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 総合計画でそういう目標値を定めさせてもらっております。
これは目標値ですのでそれに向けて当然どういったことをやっていくかというのを具体的に考え実行していくことになりますので、観光計画のほうでもその辺も取り入れながら、そして民間の、そうは言いましても、泊まっていただける施設のキャパが小さいとで幾らそれを達成しようと思っても無理なので、そういったところは民間の宿泊施設を今進めておるものを現実のものとしていきながら、定めていきたいと思えます。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 宿泊の受皿っていうところは、今の状況を考えると増やしていかないといけないというところはもう理解できますので前向きに検討していただければと思います。

また同じように空き家をゲストハウスにしたり民泊にしたりというふうには活用するときには、やはり部局単体ではなかなかできなくて部を超えて協力する事業になると思うんですけども、その辺りも連携を取って達成していただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

3 市内周辺地域、県北地域、また島根県を含めた観光プランルートに関して周辺自治体との連携について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。神楽についてまず申し上げますと、神楽についての連携は現在安芸高田市、北広島町、安芸太田町の芸北3市町で芸北神楽連携会議が組織されております。

先日も関西公演行いますけども、この流れでございます。

神楽を通じ、連携協力など神楽協議会を中心に動き始めた状況にあります。

地域を超えた観光プランルートについてですけども、旅行会社など様々なプランが造成をされておりますけども、行政としましては来年4月から始まる広島県の宿泊税を活用した近隣市町との周遊ルートの開発、そして既存観光施設のブラッシュアップ魅力度向上を目指す取組を検討し、さらに近隣市町、県観光連盟など関係機関と連携を図りながら県北の魅力、神楽を核とした集客を目指し、引き続きプロモーションを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 この後の質問にも少し触れていただいたような形になるかなと思うんですけども、神楽を通じて広く行われている文化の芸能であると思いますので、そこは連携を取っていただけたらなというふうに思います。

併せてなのですけども、広島県の観光サイトDive!Hiroshimaではくるまでぐるりんひろしまねというドライブマップがありまして、先ほどの答弁にもありましたように自家用車で来られる観光客っていうところが多い中で、注目施設として神楽門前湯治村もそのマップに掲載されております。

広島県、島根県が連携して発信している情報というところを、安芸高田市ホームページなどでも情報として取り入れることで、広域で観光したいターゲットに対してアプローチでき、宿泊客増なども見込めると思うのですが、その辺りの考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 観光客を増やす方法と色々な案があると思います。民間のそういったサイト、あるいは当市のホームページを有効に活用しながら行ってきたいと思います。

今もJAFの日本自動車連盟ですか、その観光ルートのほうにも登録をしてもらってるとか、いろんなところで魅力をアピールする取組をしておりますけども、先ほど紹介いただいたことも一つのアイデアとして承らせていただき、実行に移していきたいなというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。

4、本市の法定外目的税として宿泊税の検討について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤本市長 お答えをいたします。宿泊税については都道府県や市町が導入する地方税の一つで宿泊に際して宿泊料金に応じて課税をされ、観光振興のために事業費用に充てられる税金となっております。

来年度から広島県で始まります。

全国的に見込み観光客、宿泊客が多い観光地を持つ市町が導入していることも認識しておりますが、当市で宿泊数がまだ少ない状況ですので、なかなか厳しい状況を取りますけども、宿泊税の活用については、県と連携をしながら今活用の検討に入っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 本市では宿泊税の導入というところを少し控えた上で県の宿泊税の活用というところに目を向けていくというような答弁だったかと思います。

広島県で令和6年12月に広島県宿泊税条例が成立されています。それに伴って宿泊税システム整備費補助金というのが設けられていました。この補助金は宿泊税導入に伴って発生する既存レジシステムの改修または新たなレジシステムの構築並びにハードウェアおよびソフトウェア購入に係る経費に充てられるというところだったんですけども、本市の指定管理施設のうち該当する施設においてこの補助金を活用されたか伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 今のレジなんかの分は、今のところまだ計画はありません。

今先ほど市長が申しましたけれども、各施設のブラッシュアップとか今の観光ツアーとか、そういうものに充てるように今考えておるところでございます。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 先ほど申し上げた補助金なんですけども、これ広島県のホームページにも掲載されておりまして、施設ごとに申請をするというような補助金になっていました。ただこれが11月の28日に締切りになっています。

この補助金自体は最大200万円で補助率が10分の10ということで、設備更新が必要な場合、とても有効な補助金だったのではないかなというふうに考えています。

改めてなんですけど、ちょっとそこが使われているか使われていないかで今後またそこに更新の費用がかかってくるとなると、とても残念かなというふうに思うんですけども、まずこの補助金のことを認知されていたかをお伺いします。

○石飛議長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 ただいまの質問にお答えします。担当課のほうでは認識していたと思います。ただいまの必要性のところで、そこまで申請はなかったと思います。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 本市の宿泊のプランとかを見る限りだったら、宿泊税が課税されるのが6,000円を境にだと思うんですけども、6,000円の宿泊費を超えている施設ってところが幾つかあるかなというふうに考えています、見受

けられますので、ぜひ使えていたらなというところで質疑させていただきました。

大枠二つ目に移ります。

2、職員の働き方について。今後の職員の働き方を見据え、人事行政の運営等の状況や第4次職員定員適正化計画を踏まえ、安芸高田市人材育成基本方針に基づき改善をしていく必要があると考えます。

1、安芸高田市人材育成基本方針は、令和3年に改定されていますが、組織の変化や社会の変化に応じて柔軟に変化する必要があると考えますが、所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。議員、御指摘のとおり2021年、令和3年の3月に改定をしました安芸高田市人材育成基本方針は、改訂から5年を迎えようとしており、社会情勢の変化を踏まえ、見直しの時期に来ているものと認識をしております。

また2023年、令和5年12月22日に総務省が新たな人材育成確保基本方針策定指針が示されたことを踏まえ、人材育成に加え人材確保、職場環境の整備、さらにはデジタル人材の育成確保といった観点を盛り込んだ安芸高田市人材育成基本方針を本年度内に策定を目指し、現在その改定に向けて取り組んでいるところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 変更書いてない、見込みがあるというところで、理解しました。

ちょっと聞いてみるんですけども、求める社員像、職員像には市民とともに安芸高田市を作り未来を拓く社員職員というふうに現状なっております。

この辺りも変更する見込みがあるかどうかをちょっと伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 中身については今からの精査となりますのでまだ決めてないところではあるんですけども、冒頭の文面は基本理念でありますので、大きな変更ということは、考えておりません。

まだ決まってない状況です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 ではちょっと現状の職員像の話を少し進めさせてもらおうと、実際市民とともに安芸高田市を作り未来を拓く職員というふうになっておりまして、これ実際は何もしなくても未来はやってきます。なので市民とともにチャレンジをして、未来を作っていく職員というところでこの方針が

示してあるんだらうなというふうに自分は理解しています。

前市長時代には、行動指針や人材育成に取り組む内容の改定が行われておりますが、この改定内容のところで、細かくその見込みというところであったんですけども、何か具体的に示せるものが今現状あればお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 先ほども申し上げましたように、まだ確定をしておりませんので、具体的なところというのは控えさせていただきたいんですけども、先ほど市長のほうの答弁もありましたような総務省の指針を元に改定を進めてまいりたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。安芸高田市人材育成基本方針には、具体的な取組として人事評価制度を取り入れ人材育成を行うとあります。

人事評価制度について職員個人が記載している評価シートは何を求め、どのように活用しているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。人事評価制度については、職員個々の能力や実績等の確に把握をして、適材適所の人材配置、そして将来的にめり張りのある処遇をの実現を目指しております。

また個々の職員の強み、弱みを把握して能力開発を促進するとともに、評価の過程におけるコミュニケーション等を通じて、組織内の意識の共有化や組織パフォーマンスの向上を目指しています。

こうした目的を達成するために現在の評価シートを活用し業績評価および能力評価を行っているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 業績評価の人事評価シートを見ると、二つに分かれておりまして、役職によって、困難度や責任度に重みづけがされており、内容的には自分の役割をどれくらい達成したかが分かるようになっているというふうに理解しました。

この評価の項目について 100%を超える評価をまずすることができるのかを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 評価を100%を超える評価とするということのお答えになるかどうか分かりませんが、評価自体100%内で評価をします。SとかAとかついてい

う形にそれぞれ評価をさせていただいております。ちょっとお答えになったかどうか分からないんですが。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
 佐々木議員。

○佐々木議員 こちらのちょっと分かりにくい質問をしてしまいました。例えばなんですけども、幾つか目標項目が設定されると思うんですけども、一つの目標に対して達成度が低かった場合に、その他の目標項目でその達成度を補うことができるのかというところなんです。要は全体、その個人の評価を見たときに、部分的に達成できていなかったところというのを、他の項目で補うように行動がとれるのか、そこを適切に評価できるのかというところに関して質問をさせていただきました。

○石 飛 議 長 杉安副市長。

○杉安副市長 先ほど市長が答弁の中で申し上げた人事評価は業績評価と個人の能力評価、この二つで評価していきます。今、佐々木議員の一般質問の中の部分は、恐らく業績評価の方をおっしゃられて、一つの業績を自分でまず年度当初に目標を決めるんですけれども、この部分の目標に対して、年度末までどのような行動でどのような評価がされるかということになるんですが、例えば一つの評価業務の評価でそれがなかなか満足いくような達成度が取れなかったら、それはその評価でこれは最初絶対評価になるので、それを自己評価と上司の評価でこれらは全部絶対評価になるので、それを他の業務の指標に振り分けるということにはなっていないと思います。ただ、それらがどうして達成できなかったのかというのは、今度は個人の能力評価のほうで見ていって、何が足りなかったのかというところをまた評価をする時点ではマンツーマンで上司と職員が何度かヒアリングしますので、その中で補っていったり、次年度の目標をまたどのように設定してどのように達成していくのかということヒアリングの中で詰めていきますので、答えとしては、恐らく補うとすれば能力評価のほうでヒアリングの中で補うということかなというふうに思います。

 以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
 佐々木議員。

○佐々木議員 分かりました。次の質問に移ります。安芸高田市人材育成基本方針には、職員を生かす人事費管理制度の中に人事評価制度の活用が取組が記載されています。しかしながら、人事行政の運営等の状況という公表されている資料には、昇給、期末勤勉手当について、勤務成績の反映を実施していないとあります。勤務成績の反映というところが、これ人事評価シートを活用するものかなというふうに考えるんですけども、反映を実施していない理由をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。人事評価制度は職員個々の能力や実績等を的確に把握すること、そして能力開発につながるという優位性がある反面、給与面で格差が生じるということがあります。それによって意欲の低下や、組織的なパフォーマンスの低下のおそれが指摘をされております。そういったことからしてこれまでの課題の整理のため、結果を給与に反映することは魅力をできておるのが現状です。今後は評価結果を勤勉手当に反映することを検討しており、必要に応じて職員団体等との合意形成に取り組みながら、評価結果の処遇反映を行っていきたいと考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 過去の定例会、令和6年第3回定例会では、評価を処遇に反映させる部分について先進のところへ視察を行っており、2024年度中の制度設計を行っていききたいというふうな答弁がありましたが、それが今現状進んでいて先ほどの内容というところが制度設計に盛り込まれるというふうな理解でよろしいか伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 おっしゃるとおりです。前年度視察等も行っておりましたので、それを元にまた国のほうの方針も基にして制度のほうを作っていきたいと考えております。

○石飛議長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 こちらの制度、いつぐらいをめどにということが今現状あればお伺いします。

○石飛議長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 早い段階でお示しできればというふうに考えております。

○石飛議長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 難しい内容であることは重々承知の上で、できるだけ早い設計を求めます。

併せてなのですが、人事評価制度自体っていうのは、評価がとても難しいのかなというふうに考えます。

今年の第3回定例会の決算審査においても360度評価のことについてもありましたが、ふだんの業務や人間関係に悪影響を及ぼす可能性があるということで360度評価をやめたという答弁もありました。

ただ人事評価実施規程の13条の2にもありますように、人事評価が

昇給等に反映されることで職員個人のモチベーションの向上につながったり、困難度の高い業務や責任感のある役割を担うといった、任された業務を超えたプラスの面のチャレンジにつながるのではないかなというふうに考えます。

一方で人事院勧告では民間給与が上昇しておりまして、これが影響して、転職などの人材の流れというのが発生する可能性というところも今後あると思います。

今後、人員確保がどの業態においても難しくなる社会の中で適正に業務が評価されることというのは非常に重要なことなんではないかなというふうに考えるんですけども、改めて考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 この職員に対する人事評価大変どの分野も厳しいと思います。私の前職でも人事評価するとき、かなり厳しい思いをしてさせていただきました。この結果が、イコール職員のモチベーションにもつながりますし、給与にも反映するというところがありますので、評価するほうは慎重にしないといけない。そういった意味でもやはり、基本はやはり常日頃の職員とのコミュニケーションが必要だと思います。そのコミュニケーションの中で、本当に真の評価というか、見えるものが見えてくると思いますので、そういった中で双方が納得いく人事評価というのはなかなか難しい究極の目標ではあると思いますけども、そういったものを目指していきたいと思いますし、民間が給与も上がっていきながら今も離職者が増えているというのは、そういったところに流れているのも重々承知しておりますし、しかしながらこの公務員、市役所の職員を目指したときのそれぞれの職員の思いというのもしっかりと常に心に銘じて仕事をしていただきたいという思いもあります。その面接の中で、先日も面接がありましたけども、そういう思いを私たちも信じ、評価してもらいながら、合格という判断をさせてもらっておりますので、職員の皆さんもそういった思いは常に忘れず、市民に対してしっかりと仕事をしていくという思いを発揮していただきたいし、そこに対してしっかりとした評価を我々もしていくというところでこの状況を乗り越えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 非常に内容のこもった答弁だったと思いますので、引き続きしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけども、ここで一つ提案として公平性と透明性を確保できる評価ってところに評価者のところに、AIを導入してみてもいいかなというふうに思ってます。

もちろんこの人事評価のシートに関しては、評価者がいて調整者がい

るというような組立になっているんですけども、この評価書の部分を実際の評価する職員さんと合わせてですけども、A I の意見というところで、公平性が担保できたりとか、そこに関してはそのコミュニケーションを取り過ぎたことによる業務に支障みたいなのところのリスクがないのかなというふうに考えてまして、不信感を抱かずに進めていくためにはそういった公平性と客観性というところで重要な要素だと思うんですけども、今のアイデアに関して少し所見をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 A I も最近はすごく進んでおりますし、客観性というところでは役に立つ部分があると思います。しかしながら人と人とのつながりで社会というのは成り立っている部分もありますので、そういったところのバランスを欠くことなくまた状況の中で多分A I を取り組んでいくというのも事例としては多分出てくるとと思います、全国的には。そういったところの状況を見ながら、使えるところは使うという認識でいきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 前向きに考えていただけるというところで、しっかり検討していただければなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で佐々木議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

15 番 秋田議員。

○秋 田 議 員 おはようございます。15番、秋田雅朝でございます。

通告に基づきまして、大枠2点についてお伺いをいたします。

質問に入る前に藤本市長におかれましては、議会改革特別委員会、昨日の議会改革特別委員会の市民広聴会に傍聴に来ていただき、熱心に市民の声を聞いていただき、本当にありがとうございました。議会改革としてこの声を元に、今後の議論に生かしていきたいと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

質問に入ります。

今回の質問は、国では高市早苗首相、県では横田美香知事誕生となり、何か新しい時代の幕開けを感じているところでございます。本市の藤本市長も昨年の就任ということで、何か変われば、いや、何かを変えなければという思いがございまして、施策展開と健全な財政運営を目指すという観点から、今日は質問をさせていただきます。

まず一点目でございます。今後の人口減少対策についてでございます。広島県知事選に向けて中国新聞社が読者モニターアンケートを行い、

力を入れて取り組んでほしいことの回答において、第1位はやはり人口減少対策でございます。特に、若い世代の県外流出への危機感が見てとれたとありました。また、横田新知事が決まり、中国新聞のインタビューで人口減少と若者の転出超過、農業の担い手確保に力を入れていくと答えられておりました。本市においても人口減少対策は積年の課題と捉えており、今後もこの課題に対する対策の検討、政策展開は必須と考えております。また、今年度を実施した議会の地域懇談会でも、市民の意見として国、県、市の政治がひとつなぎで考えられるような目線を持って取り組んでほしいという意見もございました。こうしたことを踏まえまして、現状での予算編成時期ということも含めて、以下の点についてお伺いをいたします。

まず一点目でございます。若者減少対策の取組についてということでお伺いをいたします。県が県内市町と連携して、県、市町一体型プロジェクトを10月から始める方針を固めたとの報道がございました。中国新聞報道でございます。県が市町ごとに転出要因の把握や課題解決のためのアイデア創出を支援し、社会動態の改善が見込まれる事業を進め、転出超過の抑制を目指すというもので、協議が調った市町から事業を始める予定と認識をいたしておりますが、本市の現状、それから今後の見解についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 まず冒頭に昨日の公聴会お疲れさまでした。私も市民の皆さんの生の声をお聞かせいただき、今回の意見を議会のほうでまたまとめられ、次の段階へ進められるんだろうと思いますので、その段階をまた見させていただきたいなというふうに思っております。

それでは秋田議員の御質問にお答えをいたします。県では県市町が一体となって県外からの定着回帰につながる実効性の高い事業を創出することにより、社会動態の改善、転出超過の抑制を目指す県市町一体型プロジェクトの開始をしております。

本市においても人口減少は重要な課題の一つと認識をしております。県の支援対象となるよう、参加を希望し、申し入れた結果、支援対象の3自治体の一つに選ばれました。今後は県による転出要因の把握や課題解決のためのアイデア創出に係る伴走支援を受けながら本市の実情に応じた実効性のある事業の具体化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 答弁において申請をしたら、3自治体の一つに選ばれたということでございます。来年度、令和8年度には取組が始まるのではないかと

うふうに思いますけれども、私もこの県のホームページで、県市町一体型プロジェクトというのを調べたくて調べたんですが、なかなかうまくいかなくて、令和7年度若者減少対策関連事業についてということで、県の取組の一番端に県市町一体型プロジェクト、県市町でプロジェクトを創出するための枠組みの構築ということで、1億円規模の予算はついた資料だけ見ました。内容についてはだから分からないので、これからさっき説明をいただいた、あるいは市長の答弁もございましたところに取り組んでいかれるんだと思うのですが、とりわけ予算については、新聞記事では補正予算に2,900万円と出てたんで、これは多分令和7年度の補正予算ではないかと想像させていただきます。今言う1億円というのはまた来年度からの事業のほうで取り組まれるのかどうか、そこらの辺りがよく分からないのですが、いずれにしても予算計上はなされているんで取組をしていただきたいんですが、この対策の取組については、本市の状況は、第3次まちひとしごと総合創生総合戦略、素案ですけど、この中で第2次総合戦略の評価として、社会増減について、目標値には達成してなく、広島市への転出する20から29歳の若年層が多く、広島市から転入する20から29歳の若年層が減少していることが主な要因だということでございます。今後は、若年層の転入促進、転出抑制に向けた取組を一層進めていく必要がありますということを明記をされております。

また同総合戦略の基本骨格の基本目標1の中で、若者に選ばれるまちづくり、この若者に選ばれるまちづくりは、子育てするなら安芸高田、それから働くなら安芸高田市、これ目標の内容では、結局、若者が働くことができる、挑戦できる環境作りを目指すんだということがきちっとうたわれておりますので、こうしたことを含め取組を進められるということで認識させていただきたいのですが、今想定でしかないかも分かりませんが、どういうことをやっていこうかと今考えておられるか、お伺いできればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 まずこの県市町一体型プロジェクトがどのように進むかというところのお話を私のほうからはさせていただこうと思います。このプロジェクトは広島県が取り組む、広島県が市町と一緒に取り組むというふうな立て付けになってますので、広島県の課題感である県外への若者の転出を止めたい、それから県外から若者を入れていきたいというふうなそういう県としての取組になります。

ですので、この取組は、先ほど秋田議員おっしゃったのは広島市への転出とか転入とかいうふうな話があったんですけども、この事業で取り組むのは、県外、要は東京圏とか大阪圏とか大都市部へ出ていく若者についての対策を県と一緒に取り組もうというふうなそういう立て付けになっています。

これがどのように進むかというところなんですけども、今、この秋10月ぐらいだったと思うのですが、3自治体に選ばれたというのはつい先日のことです。ここから県の担当者と、それから市の担当者とどのような取組ができていきそうかというふうな、そういうワークショップ形式で、来年の夏まで一緒に検討していくというふうな期間に入ります。

このような事業をやっていったらいいんじゃないかというふうなことが立てつけが決まりましたら、早ければ来年6月の補正予算で予算化をして、それを県と一緒に取り組んでいくというふうな形になっています。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 いずれにしても、来年度以降の事業になるということで、また何がしかの報告をいただけたと思うので、またその辺りはしっかり見ていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

2番目の担い手確保対策についてでございます。農業における担い手確保についても喫緊の課題と私は認識している中で、本市では、国の施策に従い、将来の農地利用方針をまとめた地域計画の策定に取り組み、ほぼ出来上がっているのではないかとというふうに認識しています。ただ、先般の新聞報道で、これは中国新聞も農業新聞も報じておりましたが、10年後の耕作者を確保できない農地の割合というのが出てございまして、広島県では66.7%というふうに報じられておりました。

こうしたことは、今後の本市の農業の将来展望を考えると、まずは担い手確保をここが必修条件ではないかということを思い、今回質問をされさせていただいておりますが、本市のまず現状についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。農業後継者が厳しいというショッキングな見出しの新聞記事を私も先日見たのを記憶にしております。その上で本市では国の新規就農総合支援事業の活用による新規就農者の育成を行っております。今年度新たに3人の方が、この事業を活用して農業に携わっていただいております。

また近年3件の担い手農家で、親子の事業継承が行われました。土地や機械のある中で次世代に引き継ぐ事業継承を進めることによって担い手の確保につなげたいと、つなげていかなければいけないと考えております。

さらには第三者による事業継承もあつせんする仕組みをJAまた県農地中間管理機構を含めて検討する必要があると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
秋田議員。

○秋 田 議 員 ただいま答弁をいただいたのが、もちろん新規就農者支援が一つですし、担い手確保にはまたいろいろあるのですが、とりわけ第三者を参入をすることを考えているということでございます。

現在における農業の現状、これ先ほど、さわりだけ言ったんですが、まだいろいろありまして農水省の調査結果では、農地後継者未定が 17 都道府県で 5 割以上。特に西日本にこのままでは、まずは耕作放棄地が広がる懸念があると。この対策としては農地の集約化ということが、これ大きなくくりだと思うんですが、急務であるというふうにされています。また止まらぬ農業者の減少ということで、農業者の減少については、2025 年の農林業センサスによりますと、基幹的農業従事者は、5 年前の調査よりも 25%減ったと。4 分の 1 がもう減ってしまったということが出てございまして、もちろん農業者の確保が急務であるということと、さらには新規就農者は、過去 10 年で最小になっていると。2015 年度比では減少率はこれも 25.8%も減っているということで、特に中国 5 県では広島県が最大となっているんですよという記事がございましたので、なおさら担い手確保対策を急がねばならないのじゃないかということで今回質問をさせていただいております。

こうした数字的な流れは本市の現状にも同等では推測するのですが、こうした状況の中で、本市農業の持続可能な将来展望には何が必要なのかということを考えるとき、先ほど出させていただいた一般的には農地の集約化と新規就農者を促す政策、ここで市長も新規就農であったり第三者を呼び込むとかそういった取組をするんだということを言っておられますが、何よりも藤本市長が就任時から言われている稼げる農業を目指す政策取組じゃないかなということだと思います。

このことについて稼げる農業という言葉、このことについては、高市首相は稼げる農林水産業、それから横田県知事は、選挙カーで選挙を県内を回られるときに、農業が県の基盤であると感じたということを言っておられ、先ほど申し上げた藤本市長は稼げる農業を目指しているということで、これはある意味一体、目指す方向が一体になってるんじゃないかなというふうに考えるのですが、こうしたことを考慮したときに、今後、本市の施策展開について中長期的な展望計画等をやっぱり考えることが、前にも言っていたのですがそういうことがなおさら必要なんじゃないかなというふうに思うのですが、再度市長の所見をお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を終求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 これからの農業のことについては本当に現状は厳しい、紹介いただいたように厳しい状況にあります。先日も横田知事とお話をしたときに、

やはり30代、40代の方への事業継承がうまくいってない。今、高齢者の方がかなり法人の運営も関わってもらっております。そういった方からの若者世代への移行がうまくいってない部分が広島県に限らずあるということなのでそういった若者世代への農業への対する政策というのをしっかり打っていきたいというお答えをいただきました。

安芸高田市に言ってもそうだと思います。事業継承を家族間事業継承も3件ありましたけども、まだまだある数ある法人がうまく後継者がつなげているかというところかなり厳しい状況にあるんだろうと思います。私らの世代で終わりよというような法人が結構ありますので、そういったところがしっかりつないでいかないとやっぱり耕作放棄地も増えていきますので、そういったところへもちょっと力を入れていきたいなというふうに思っております。

それと補助整備のまた再補助整備化です。もう20年30年前にした補助整備をまた大きな団地にしていくというのもこれも一つやっていかなくてはいけないと思いますし、従来から言ってますような小規模農家、半前農家と言いますか、ちっちゃい農家の人がやっぱり耕作することによって、耕作放棄地も守られるということがありますし、今、被害出てる鳥獣害のアニマルゾーンも今手入れがないので、民家の裏まで来てますけども、それ整備することによって、そういった鳥獣害の被害も降りてこないということもデータ的にあるみたいなので、そういったところも含めて今せつかくお金かけて作物を育てても、鳥獣害に収穫のときにやられて収入が減るというような悪いサイクルといいますかそういうパターンも出てきてますので、そういったところも同時に手当をしていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 もう一点、担い手確保で今度第3次総合計画基本計画等が今策定中でございますが、ここでしっかり掲げていらっしゃる、うたわれていることは、農業従事者の高齢化、耕地面積の減少が述べられている中で、農地集積基盤整備による効率化が不可欠ですと先ほど来、答えていらっしゃったと思うんですが、取組としては、多面的な支援により農業経営基盤の強化、農業経営基盤の強化を図り、地域経済循環率を高めることで、農家が稼げる農業になるように推進していくと。この内容では抜粋したのですが、先ほどございました新規就農支援による農業振興の推進と、それから農業基盤整備と担い手の推進、その内容については地域の農業を支える担い手の育成確保を進めるとともに、補助整備や農地利用の最適化の農業基盤の整備を推進し、安定した農業経営と地域農業の持続発展を図りますと書いておられます。明記されておりますので、私が申し上げたいのは、今後はこの第3次総合計画に沿ってまちづくりが進ん

でいくわけですがけれども、その中でこの目標計画が計画倒れにならないようにしっかり展開をしていく。私も市長も一応、限られた任期がございます。そこの中の何とか初歩的な取組だけは、作っておかないと、さっき10年先の話をしましたけども、5年先もあるんです悪いところ。だから、そういったところをしっかりとやっていかなきゃいけないということでこれは申し述べさせていただきたいと思います。

次の質問に入ります。3 番目の子ども計画の策定状況についてということでございます。

第3次総合計画基本計画の人口減少対策の重点プロジェクトである第3次総合戦略では、基本骨格として目指す将来像の実現、子供たちの未来の生活、居場所を守るとあり、これに関連するのではと私が考えることに令和6年度新規事業でございましたこども計画の策定というのがございます。こども計画、この策定については、子どもの生活に関する実態調査と、安芸高田市子育て支援に関するアンケート調査、このことを元に策定されるというふうに説明もあったと思うし、記述もございます。そうしたことを踏まえまして現在の策定状況について伺うものでございます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。こども計画については国の方針に基づいて新たにその策定が地方自治体に努力義務として課せられているものです。この計画は2023年の12月に閣議決定をされ、こども大綱を受け、乳児期だけでなく思春期、青年期の若者までを対象とした子ども政策を総合的に進めるための指針となっております。昨年度本市では第3次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画、計画期間は2025年から2029年の間を策定をしたところです。

この計画を策定するに当たっては、子育て世代へのアンケート、そして、子ども・子育て会議での意見、そしてパブリックコメントの手続きを経て市民の皆様の声を反映させていただいております。この子ども・子育て支援事業計画を含有した上で支援対象を若者まで広げてより包括的なこども計画へ移行していくことが必要と思っております。

先日のにもお答えしましたがけれども、来年度このこども計画を策定に向けて予算の計上を指示しておりますし、来年度その計画に入るように、担当課のほうに指示をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 ただいま答弁をいただきましたけども、来年度策定をしていくと先ほど第3次子ども・子育て支援事業計画というのも話をさせていただきましたが、ここは私も実は勘違いをしておりました。こども計画というのが

頭にあって、令和6年度で、令和7年になってますけども、令和6年度の3月に今の子ども・子育て支援事業計画というのが策定され、そのものを見させてもらって、その中に今のアンケートの話とかあったんですね。そういうのを見たときに、このものができたんだなというちょっと私として判断、自分がしたんですけども、そういうことがあって、じゃあこども計画とは、今から作るんですけど何が違うんだろうかということはあるんですね。少し説明も受けた経緯があるんですが、皆様にももう一度説明をするのもありじゃないかということで、この違いについて、こども計画と今の第3次子ども・子育て支援事業計画の違い等を説明をいただければと思うんですけど。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 お答えいたします。こども計画と子ども・子育て支援事業計画の違いについてという御質問でしたのでお答えいたします。

こども計画は子どもの権利保障を中心とした総合計画である。一方で子ども・子育て支援事業計画は、教育保育サービスの量的確保を目的としたサービスとなっております。

根拠法令がこども計画につきましてはこども基本法、それから子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法が根拠法令となっております、内容としましては、こども計画につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、子ども・子育て支援事業計画を包含した若者も含めた子供だけでなく、若者も含めた事業計画というふうになっております。

以上でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 この策定について今後、子育て支援計画も含めた、事業計画も含めた取組ということになろうと思うので、そこら辺りはまたお伺いしたいと思うのですが、何はともあれ、これは今後の安芸高田市の若者も含めたまちづくりに大きく関係してくる政策だと計画だと、こども計画はという認識がございますので、ぜひアンケートもされるんでしょうけども、そうしたところを、しっかり若者に反映できる計画となることを申し添えさせていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

○石 飛 議 長 質問の途中ではございますが、ホーム1時間以上経過いたしましたので、ここで換気のため、11時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。
引き続き一般質問をお願いいたします。
秋田議員。

○秋 田 議 員 大枠2点目の質問に移ります。持続可能な財政運営についてということでございます。

令和7年第3回定例会における令和6年度決算普通会計状況では、今後、人口減少等により普通交付税など収入の減少が見込まれる中、限りある基金を取崩ての予算編成を続けては、いずれ市の財政運営は立ち行かなくなる、持続可能な財政運営のためには、人口減少に対応した行財政改革が急務であるというふうにされております。こうしたことを受けまして第3次総合計画ですか、の百万一心、未来へつなぐ安芸高田市のこの創造には、適切な財政運営の検討が必要と考え、令和8年度の予算編成に向けた取組も含めまして、以下の点についてお伺いをいたします。

1 点目でございます。令和8年度当初予算編成について伺うものでございます。令和7年度当初予算編成では、4年連続での財政調整基金を取崩しての対処となっていると認識をいたしておりますが、令和8年度においての予算編成はどのように、まずは今想定をされているのかお伺いをしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。令和8年度の当初予算編成においても大変厳しい状況です。財政調整基金の取崩も避けて通れない見通しとなっております。

その状況を少しでも改善するため現在再ヒアリングに向けて関係部局に対して予算要求額の見直し事業の見直しについてまた再提出を求めている状況です。物価高が継続している状況の中で、経常的な支出を抑えることが大変難しい状況になっております。昨年度よりも厳しい状況という認識ではおります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
秋田議員。

○秋 田 議 員 まず基金の取崩しは避けて通れないだろうと、まずということと、じゃあどうするのかということでしたら事業の見直しを担当課に話をして、特に経常的な支出がまた増えるだろうということで、もちろん厳しい状況には違いないし、それは私もただ、何で財政調整基金を崩して予算編成をするんですかという、ただ単にそう言ってるのではなくて、もちろん財政調整基金を減らさない崩さないほうがいいんですが、崩してでも取り組めるということはまず、いま時点、まだです、まだいいと思います。でも致し方ないだけでは今後、この財政運営をしていく上において、やっぱりしっかり考えていかなきゃいけない部分だというふうに認

識する中で、この財政調整基金の取崩しによる予算編成は、他市町、他市では、私が知っているのは、府中市と三次市があると認識をしております。いずれも財源不足、いわゆる財源不足があるんですよということで、これも全部私、報道の方で見させてもらっとるんですが、そういったことがありましたので、府中市、飯豊は持続可能な財政運営プラン、これは25年度から29年度に基づき、財調の確保を目指した歳出削減と歳入確保に取り組むとされております。それから三次市では、財政計画をまとめ、財源不足を見込んでの取崩しで、これは多様な行政ニーズに対応する方針でありますよということが載っておりました。

本市での対応を考えると、もちろん台帳を崩して先ほど言ったように崩すのは致し方ない、でも、これは市民ニーズに対応した予算編成をしなくては、もう市が成り立ちません。市民も納得できないと思います。

ということで、今両市、三次と府中市の例を出させていただきましたが、そういう今、来年度予算編成中なんだろうが、説明を受けましたけれども、事業の見直しとかいうのはちゃんと担当課に行ってるという話はされましたけども、他市町のほうはそういったプラン的なことを参考にちゃんと計画を総予算編成されているということで、うちにも財政計画もありずっと見直しはしてありますけども、何かそうしたことを参考に、こうした予算編成をされているのかどうかということが私は分からないので、お伺いをしてみたいと思うのですが、お願いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 府中市の取組、三次市の取組を御紹介いただきましたけども、これ先のいつの議会だったか忘れたんですけども、答弁させてもらっておりますけども、当市もそういった最悪の状態に陥る前に財政推計も根本に、今副市長をトップとした行財政改革の組織内の組織を立ち上げております。これ定期的に会議を開いて予算の執行状況、事業の状況を調べながらそれを元に見直しも書けるものは早く書けるようなことも考えながら今進めております。

そういった延長線上に府中市のような取組を浮かんでくるんだろうと思いますけども、その辺も参考にしながら今やっているこの副市長をトップとした組織をしっかりと回しながら、来年度のまた新年度予算にも生かしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今御答弁いただきましたけども、予算編成については実はこの2026年度予算編成方針というのを見させていただいております。その中では、振り返りと、振り返りというか、現況での財政状況が把握しながら、予算編成の基本的な考え方ということでここに何件か掲げてございます。

今後について、持続可能な財政運営のためには、人口減少時代に応じた行財政改革が急務であるということはもちろん通常皆そう思っています。そのことが急務であるとされていて、このことに関連して考えれば、これから取り組んでいく第3次総合基本計画の中に、次世代に負担を残さない行財政運営、これ前に市長も施政方針とかでも書いてございましたけれども、運営をして、行財政改革の推進ということで、その中では、答弁あったかも分かりませんが、業務の効率化の取組であったり、歳入増、もちろんですね、それから歳出削減の取組等が掲げてあるわけで、そうしたときにこの予算編成をされるときは、今言った項目、行財政、効率化であったり、歳入増、歳出減は細かく言ったらいっぱいあると思うんですが、大きく、大きめで考えたときの取組はどのように考えておられるか、お伺いできればと思うんですが。

○石 飛 議 長

藤本市長。

○藤 本 市 長

歳出抑制はどうしても避けて通れないところです。ただこれが続けるとやはり市民の皆さんに我慢していただく部分が多々出てまいります。その我慢ばかりではやはり厳しい状況というのもありますので、どうしても大型事業、公共事業が大きな事業費になりますので、ここ数年来その部分に先延ばし先延ばしできとったことにより、インフラの整備が少し遅れているところもあったりしますので、そういったところを少し集中と選択ではありませんけど、投資するところはしてあくまで市民に対する、皆さんに対するサービスレベルが低下してはいけませんので、そういったところは工夫をしながら今回も編成をしようと思っております。

そういった中で業務を行政そのものもスリム化というのにも必要となってきますので、そういった意味でDXの推進、そして支所機能の見直し、そういったところ、これもサービスレベルを下げることなく、市民の皆さんにもっと身近な支所になるようにという意味で行っておりますので、この前の実証事業サービスを、開始したときの市民の皆さんの声に敷居が高いという、市役所の敷居が高いというお言葉がありました、そういった意味でこれはもう謙虚に受け止めさせていただかなければいけない言葉と思いますので、もっと市民の皆さんが利用していただきやすい敷居の低い市役所支所になるように、この今回の支所機能の見直しのところでも、十分に考えていきたいというふうに思っています。

いずれにせよ先ほど紹介いただいた幾つかの柱を中心に来年度の新年度予算組めるように、今努力をしているところでございます。

以上です。

○石 飛 議 長

以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員

今度は次の定例会では、予算編成がなされて、もちろん施政方針も考えをお伺いしながら、今話をしている、今想定の話のような気がします。

けれども、そこでしっかりまた質疑をさせていただいたり、市民ニーズ、
ともかくそこは大事にさせていただきたいということをチェックしていき
たいというふうに思います。

次の質問に移ります。学校給食無償化の財源確保についてでございま
す。令和6年度決算では、市の財政構造の弾力性を測定する比率の経常
収支比率は92.9%と、対前年で悪化しており、この90%を超える団体
は、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならないとな
っております。この要因の一つに、給食費無償化等による扶助費の増額、
あるいは人件費の増額もあったと思うのですが、が考えるとされていま
す。給食費無償化は将来世代への投資と私も認識しており、今後も継続
していくべきだと思っておりますが、財政運営におけるこの負担は1億
2,000万だったですか、かなり大きいんだと思います。

国では今議論されております、これ2026年度から始める小学校給食
無償化で議論されておりますが、私も報道で見る限り実務者協議で自治
体にヒアリングするとの報道もあり、健全な財政運営を目指す観点とい
うことで、お伺いするのですが、1点目として、給食無償化について独
自の無償化にうちは取り組んでおりますけれども、今後における財源確
保は重要課題と考えますが、見解を伺うものです。

これは昨日金曜日の熊高慎二議員もこの点についてお伺いしたと思
うのですが、改めて通告しておりますのでお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 この給食費無償化についてはここ数日で流れがいろいろと出てきてお
ります。国のほうが2026年度小学校については無償化に取り組むとい
うことで、この財源については恐らくそれなりの金額を措置をされるん
だと思います。ということで大体1億2,000万ぐらいかかっている、今の給
食に対する一般財源の歳出というのは抑えられるんだろうと思います。こ
れをどういうふうにするかというのはまた別問題で、残りの中学校部分
の無償化については引き続き一般財源で手当をしていかななくては行け
ないという状況は当面続くと思いますので、その部分に対する財源確保
というのは引き続き様々な施策によって、生み出した財源を元に引き続
き継続をしていきたいと思っております。今の時点で、その給食費を有
償化にしてこの財源を確保するという思いには至っておりません。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
秋田議員。

○秋 田 議 員 今の国での議論については、まさしく12日に高市首相が、参議院の
予算委員会で2026年度から始まる給食無償化の財源を巡り、基本的に地
方の負担がない形で実施すると明言されたということが報道されてお
ります。

私はこの記事を見たら、ほぼ給食費の財源は国になるのではという判断ができるのではないかというふうに思っております。まだ定かではないんだけど、今時点で私はそう思っております。

ただ、2026 年度から実施予定されるのに、国から地方側に情報や相談がないと、あるいは先ほど冒頭申し上げましたヒアリング等も何にもないということには少し矛盾を感じており、やっぱり早急にあるべきではないかなというふうに思うのですが、このことについては松井広島市長が全国市議会議長になっておられますが、そこでも取り上げていらっしゃって、要望もされているのですが、これも記事ではございますが、あくまでも無償化に対して賛成の立場ですが、地方側に国からの情報や相談がないため、多くの自治体は負担が増すという疑心暗鬼になっているというようなことが載っておるんですね。うちではもう自分、独自でやってるのですが、この質問をしたのはあくまでも質問の主体は経常収支比率が、うちの場合、少し悪化したのは、人件費と扶助費のが影響しているということだったので、こうして国から財源が来るということになれば少し違ってくるのではないかなというふうに思うのですが、あくまでも想定ですが、その辺りどうお考えかお伺いをします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 今給食費で国のほうで大きく問題になっているのは、国が全額見ると言ってたのを都道府県のほうにも2分の1を見てくださいというような話になったという3党のほうからの申入れがあったということに対して、都道府県、県知事会とかが反対の意を唱えておられる、そして市のほうもこの単価が決まっております。安芸高田市については全額を一般財源で負担していますけれども、一部保護者負担を取っている市町についてはその入ってくるお金によって引き続き無償化ということなのもう保護者からは取れないということなので、その差額を市が負担しなくてはいけないということになるので、そこが新たな財政負担が生じる市町が全国では出てくるだろうという、その単価によってです、そういったところがあるので市長会のほうもそういった議論がこの分科会からでも随分ありました。安芸高田市は全部一般財源だったので関係ない話といえば関係ないんですけども、今まで保護者負担でやっておられたところがなかなかまだ先が見えないことで混乱をしているという話は聞いておりますので、安芸高田市についてはそういった状況でございます。

そういった意味で国のほう、県のほうからしっかりと情報がまだ入ってきてないので、新年度予算は一応市の一般財源で組むということで組まさせていただきます。その後に恐らく最終的な形が明らかになって、歳入が増えるということで、その付け取った部分を差し引くようなまた補正をしなくてはならないんだらうと思っておりますけれども、そういった意味で安芸高田市においてはもう一般財源で責任を持ってやっていくと

いう予算には変わりございませんので、その辺で御理解をいただきたい
と思います。あとは国の、金額の入り次第でまた補正で対応させていた
だきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
秋田議員。

○秋 田 議 員 次の質問に移ります。②で国での議論を本格化される中に学校給食
における地産地消の推進があり、地場製品の使い方にも課題があるとい
うようなことが言及はされております。既に本市では市内産、県内産を
しているとの認識しているのですが、こうしたことを含めて、本市の現状
についてその内容は食材の使用や物価高騰による予算編成への影響、今
後の課題等の御見解についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。給食センターのほうにおいては、2021年度の開
設以来、地産地消の推進を重要な柱と位置づけとして、給食運営を行っ
てもらっております。急激な物価高騰が近年ありまして献立作成には
日々、本当に現場は苦勞してもらっている状況です。

その中で対策の一つとして毎月給食センターとJ A、市の産業部のほ
うが協議を行い、市場価格が比較的安定している旬の食材を積極的に取
り入れるなど、本当に献立の工夫をしてもらっております。

2 点目としては最適な食材の調達ということで、J A広島を始めとし
た市内外の食材納入者から安定した供給価格を適正な価格で安定的に供
給していただく調達に努めているところです。

今後も引き続き安全で安心、そして美味しい給食を提供できるように
努力をしたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
秋田議員。

○秋 田 議 員 安心で安全な給食を心がけていただくということと、今の無償化で
質の低下というようなことが言われてますが、本市においてはそういう
ことは私は大丈夫じゃないかなと、J Aとの協議をされていたりするの
で。ただ、生産に関しては地域営農課になるかも分かりませんが、4割
の主要、野菜については4割、40%の使用ということだけ伺っておるの
で、そこをしっかりと伸ばしていくことも今後には大切だと思うのですが、
もし答弁いただければお願いいたします。伸ばす方向でどういうふう
に考えるかということで。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 地産地消、そして地元の食材をしっかりと伸ばすという取組には変
わりがございません。

これは、今の時点になってこんな話もあれなんですけども、芦屋市、兵庫県の、の市長さんは給食費無償化じゃなくて、保護者からいただいて、その上に財政が負担をして質を上げると、給食の質を上げるというのが本来の姿だというようなことも話されておって、そこは多分そういう取組を今されているんだと思います。そういった意味で今うちでは給食費無償化という制度でやっておりますので、その中でいかにそういった地元の食材をしっかりと保ちながら、子供たちに安心安全な給食を提供できるかを引き続き知恵を絞りながら続けていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 次の質問に移ります。依存財源確保に横断的な担当係の配置についてということで、持続的な財政運営を考えると、財源となる地方交付税各種補助金の確保は、今後ますます重要になるだろうというふうに私は認識しております。要望活動をより効率かつ確実なものにするために国の制度をしっかりと把握しておくことも大切であり、執行部内に横断的な係を置くことも、行財政改革には必要であると考えているのですが、現在の取組、市長の所見についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。財源の確保については、本市の各種施策を安定的に推進するための根幹であり、地方交付税あるいは各種補助金は極めて重要な財源と思っております。御指摘のとおり、要望活動の効果的かつ確実な実施、今後ますます重要になってくると思っております。

本市における取組状況は、予算編成時において財政当局が各部局に対して国、県支出金の活用状況や、新たな財源確保に向けた検討状況についてヒアリングを実施しております。そして情報の一元化と横断的な調整を図っております。

御提案の執行部内に横断的な係を置くということについてですけども、国の制度の理解の深化と財源確保、行財政改革を有機的に結びつける上では大変有効な手段だろうと思います。

しかしながら直ちに独立した係を設置するということは、組織体制あるいは人員配置の観点から少し慎重に検討が必要かなというふうに思っております。そのため既存の体制を最大限に活用し、実質的な横断連携が強化を図れるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 もう時間がないので、そういう取組をされるのですが、一番は市長

に対しては、精力的に国へ出向いて要望活動されております。そうしたことがより効果的になるようにそうした部署があって、内容を知って、要望に行かれると違うんじゃないかという思いがしますので、そうしたところを今後、もう一度部署横断的に、今回部署横断的プロジェクトとかいうのは、総合計画の中で立ち上げるとかございますので、そうしたことも含めて考えていただきたいということをお願いしたいのですが、そこら辺り最後に答弁をいただいて、一般質問を終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 以上で秋田議員の質問を終わります。

藤本市長。

引き続き、よろしくお願いします。

○藤 本 市 長 最後の答弁でございますけれども、先ほど言われたような体制をまさに政策統括監というのを4月1日から設置をいたしました。その中で本当に横断的な予算とも、いろんな各省庁の予算を今取ってきて検討し、それを元に要望活動に新たに行ってますので、何も無いところに要望に行くのじゃなくて、そういったデータ、予算を持って補助制度を確認した上で要望活動へ行かせていただいておりますのでしっかりとそこを活用すれば、さし向きのところはそれで対応ができると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で秋田議員の質問を終わります。

○秋 田 議 員 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○石 飛 議 長 続いて通告がありますので発言を許します。

9 番 山根議員。

○山 根 議 員 9番、山根温子でございます。通告に基づき、大枠2点について、どこまで言えるかちょっと分かりませんが、伺います。

まず一点目です。生活支援体制整備事業の導入について伺います。本市は地域振興組織等で行う生活支援員制度による高齢者等の見守り活動を平成29年9月に施行し、8年が経過しています。これまでの高齢者の安否確認等に尽力されてきた生活支援員の皆様の対応は、見守りの対象となられた方々にとっては本当に大きな支えであり、地域の安心につながってきたことと感謝を申し上げます。

今令和7年11月20日の全員協議会において、現行制度の見直しについてとして、以下生活支援員制度の成果と課題、さらに安心生活創造事業での課題が挙げられました。

まず生活支援員制度の成果としては、日頃の声がけや災害時の避難呼びかけ等で交流が生まれ、また地域によっては高齢者を見守ろうとの意識が定着していることなどが成果として挙げられました。そして、課題としては、地域振興組織への交付金の使途に地域によって活動の差が生じていること、また、見守り対象者数によらず、75歳以上の在宅高齢者の人数に3,000円を乗じた額を交付金としており、安心生活創造事業の委託料と合わせると、国家補助の特定財源ではなく、これまで100%

私費であることが課題として挙げられました。

これら課題解決のため、2026 年度、来年度からは、生活支援体制整備事業を新たに開始し、生活支援コーディネーターの配置や地域の多様な主体が参加した協議体を設置し、住民主体による訪問サービス、通いの場の創設、運営に補助金交付をするとの説明がありました。

以下の点について伺います。まず一点目、従来の生活支援員の役割はどのように移行整理されるのか伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの山根議員の御質問にお答えいたします。これまでの制度において実際に見回りを行う見守り支援者の登録については制度としてはなくなりますが、これまで使われたつながりを生かして、可能な限り地域において見守り活動を継続いただきたいと考えております。

生活支援コーディネーターは地域の協議体で出された地域課題についてともに考え、解決に向けて様々な地域資源、社会資源とのマッチングを行い、支え合いの体制作りを側面から支援をいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 生活支援員制度は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援することが目的とされてきたと受け止めております。

このたび、生活支援制度を廃止し、新たに開始する新規事業、生活支援体制整備事業の目的は何なのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 制度が変わった目的ということですが、現在全員協でも説明しましたとおり、今の生活支援員制度につきましては、全額一般財源による支出となっております。

このたび生活支援体制整備事業につきましては、介護保険特別会計による地域支援事業の取扱いとなっておりますので、国、県の補助の対象になっておるところが一点と、先ほど説明にもありましたようにこれまで培われた見守られるが、見守る側の関係を維持していただいて、それを地域全体に拡張していただくと、それを課題として、地域課題として出していただいて、社会資源とのマッチングを行っていくというところが大きな目標目的でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 結果、経済的なというか、そのところが大きく関わってきて、改

めて新事業にするということだと受け止めさせていただきます。

それでは、②に入ります。

地域における主体等が変わる移行期間に、対象者の取りこぼしなど、目が届かない状況、見守りの空白と言われるそうですが、これが生じないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします生活支援員制度については身近な地域内において日常的な見守り活動を行うことで、お互いを気に掛け合う地域づくりを目指し普及してきたところです。制度の移行によってこれらの取組をやめてしまうのではなく、これまでどおり民生委員の活動や地域の支援者や民間事業者等の多様な立場での見守りを続けていただくことで、見守りの空白については生じないと考えております。

またこれまで培った共助の取組を各協議体の会議の中で共有することで、新たな支援の形が生まれるのではないかなと考えております。

先ほど部長も言いましたように、今までの状況ではこの取組がやっている地域とやってない地域ということで、逆に言ったら今、空白自体が今現状ではあります。そういったものを今回の制度移行によって、市内全域にかぶせていきますので逆に言うとそういったところが新たに生まれてくる地域もあると思いますので、ここの移行をスムーズに行いながら、この制度が本当の意味での地域での見守りになるように充実していきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 今まで以上によくなると、見守りがされるというか、見守りをする方と、見守りを必要とされる方が、しっかりともっと広くにわたって対応ができるということではあるのかなと思います。しっかりとそのように進めていただきたいと思います。

③に参ります。住民主体による訪問活動に対して、研修、マニュアル、緊急時対応などの質の担保を個人としてどのように図るのか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。生活支援体制整備事業の基本は、地域での協議体による話し合いで出された地域課題を地域での社会資源や公的な社会資源とマッチングさせていき解決させていくところにあります。

住民主体による生活支援や通いの場の創設については、実施要綱を定め、取り組もうとする地域の団体は、補助対象となる活動等について説明を行ってまいります。

活動の具体的な内容や緊急時の対応等については、要綱に盛り込むとともに、地域の取組に対しては、生活支援コーディネーターが支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 次に参ります。また、生活支援制度においては、高齢者等の見守り体制と日々の実態把握を基本として推進され、高齢者等の見守り活動報告書等の記録を捉えています。このような活動報告書等の記録は続けられるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。おっしゃるとおり生活支援制度においては見守り活動の状況から対象者の生活課題、ひいては地域課題を把握するため、活動報告書の提出をお願いしていたところです。

生活支援水制度の廃止に伴い、この報告書の提出は必要なくなります。しかしながら地域の課題は協議体や協議内容で生活支援コーディネーターや集落支援員の活動を通じて把握をしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 報告書の記録はなくなるということです。

ただもうこの記録っていうのは、支援を受ける方からしてみれば、そのときに記録を取るについては、支援者される方に話しかけたり、新聞が捉えているかとか、そういう方の状況を見ないと書けないものであります。そういう意味で接触というか、これからの支援者と要支援者の方々がつながるっていう、実際に話をしたり、挨拶をしたり、そういうあの新聞がとってあるかとか、そういうところも見てくださってたんですね、そういう意味でのどういうんですかね、日々の確認っていうものが少なくなるのではないかと、そういうときに、ひょっとしてのことが、要支援者の方に何かあったっていうのがなかなか気づかれなかったっていうことを近年するわけですけども、そのところについてはいかがお考えでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 当然こういった協議をコーディネーター中心に支援員とする中で何も情報がない中で協議することはありません。

おのずから何らかの記録等でやって活動していくと思いますので、そういったところも今回のやろうとする支援の中で様式等が定められるのか、また必要に応じてそういったものをちょっとまた検討はする必要

があるかなというふうに今思いましたので、まだ細かいところも協議をしているところがありますので、そういったところを今日も担当、聞いておりますので、取り入れていきたいなというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 それでは次に参ります。⑤で住民主体の通いの場、訪問活動が持続可能となるよう、人材確保、財政支援、地域組織との連携を住民主体としてどのように進められるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。住民主体の通いの場や訪問による生活支援は行政へのお仕着せではなく、住民の発意による活動にあることが重要であると思っています。この活動を通じて支援する側もされる側も、介護予防につながるような取組となるよう活動の支援として、財政面では実施要綱による補助金を交付、人材確保や運営支援は地域の協議会の中で協議をしてもらい、継続可能な活動となるよう、コーディネーターが伴走支援を行います。

地域にある課題に対して、今ある把握の活動の把握地域の人々が自分たちでできる、何ができるかそれをどう実現するかをコーディネーターや集落支援員が寄り添いともに考えていくことが、生活支援体制整備事業であり、これから生み出される資源の一つが、住民主体の活動となると思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 先ほど申し上げました財政支援についてなんですけれども、これ住民主体の訪問通所事業への補助金は、初年度6団体を想定されている。

しかしながらこの団体とは拡張をそれぞれ1団体と考えているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 住民主体の通いの場の創設あるいは住民主体の生活支援につきましては、決して新たなものを創設するというのではなく、今ある活動、今取り組まれているところを基本に考えてございます。

6団体というのは、決して6団体以上はもう作らない、補助しないというのではなく住民主体の活動が地域で、地域課題として上がってくればそれ以上の補助は考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 先ほどの御答弁では、今ある形も続けていくというように受け止めてよろしいのでしょうか。

もうちょっと質問させていただきますけれども、住民主体による訪問通所事業については地域住民が主体として行うことを事業説明に挙げておられますが、新事業の予算においては、住民主体の訪問通所事業初年度6団体を想定とした数値となっております。

地域住民主体で動いた場合、それぞれの地域での事業立ち上げや拡張で数団体の事業が立ち上がることも考えられるのではないのでしょうか。

このたびの資料においては、住民主体の活動補助金は、補助金1団体当たり年間12万円を上限とし、初年度6団体を想定されています。

各地域で地域住民主体のそれぞれの事業ができた場合について、補助金および立ち上げ支援については、どのように考えておられるのか、お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 活動としましては、現在行っておりますサロンをベースに今の回数としましては、週に1回以上の通いの場を想定しております。

ですので、今のサロンはそのまま継続していただく中でそれを例えば週1回に頻度を上げることによって、この制度に該当するという形に持っていきたいというふうに考えております。

6団体というのは、各町で1団体は最低できるだけということを目安として6団体としておりますけれども、これにつきましては各町複数団体立ち上がるということにつきましても対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 私が気になっているのはサロンの継続は分かりました。訪問として住民の方たちが、地域の方々がその対応に入る場合、本当に訪問する方っていうのは、本当にその家が、あの地域、近くにいらっしゃる方が、どうなっとるんかねとか今日朝起きてるんかねとか新聞取っちゃったんかねとかそういう形で今まで対応というか、つながりを持ってしっかりと見守りをしてくださってました。

それが今回訪問事業という形でまた形が変わるようですが、ゴミ出しを手伝ったりとかそういうところも入るようですが、そうであって、やはり前と同じように見守りはやっぱり近く、地域でやりましょう、振興会でもたくさんありますから、そういう中でそれぞれの振興会に関わってる今まで関わって見られてきた方がまだ続けてやりますよという形になった場合は、本当に1団体というわけにはまいりません。

そういう中で、でも年間 1 団体当たり 12 万円というのは上限決まってるというて書いてありますので、私これでどうなるんだろうかといって不安になって、今日お聞きしているところでございます。

こういう場合、上限決定してある中で、どのように考えられているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 先ほど福祉保健部長のほうからも少しお話があったかと思うのですが、市長のほうからですか、これまでの地域振興会としての見守りの活動というのは、振興会の活動として必要だというふうに、振興会のほうで考えられるところについては引き続き取り組んでいただきたいと思います。

そこについては、今、地域振興会のところで、どのような活動を今後振興会としてやっていくべきかというふうなことについての検討をいただいていると思います。その中で今度その支援というところでいきますと、今の一括交付金という形で振興会の支援をしております。その中で含めていき、区の基本として、考えていきたいと思っております。

一方、もっと手厚くやっていきたいよというふうなことがあれば、どのような形がよいかということも併せて考えていきたいと思いますが、基本はそういった通常の見守りというところでいきますと、振興会の交付金のところでしっかりとやっていただければというふうに思っております。

先ほどの新しい制度でカバーできるその通いの場のところについては、新しい制度が使えますので、そちらでカバーすると、そういうふうな考えであります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 新しい制度はまた考えますと言われているというふうに受け止めるんですけども、振興会は今後についてもやるかどうかは分かりませんし、そんな中で、新たにやはり私たちが一緒になってやり、見守りしましょうとか、ゴミ出しも手伝いましょうとか、新たなそういう動きがあればまたそれをなりに動けばいいことではあるとは私は思うんですけど、やはりこうなった、こういうふうに見直しを行うに当たっては、やはりこれまでの交付金の件が大きい問題となって起こっていることだと思います。だからこそ、あの金額というか交付金どういう形でどういうものを、団体いろいろ出てきた場合、どのように分配されるのか。一番、天はどこまで出せて、それをどういうふうには分けていくのかっていうところははっきりされとったほうがいいと思います。

今私が見てるのは、11 月 20 日に見直しを出されたもの、そしてさら

に今後についての事業の説明であります。

この中にあまりに数字がもうばしっと出てるんですね。

この中でやるんだったら、本当に住民主体として訪問通所を頑張ろうと思って考えてくださってる皆様が、えっと思って、1 団体分の数字しか見れない中で、私はそのところはっきりともっとしっかりした数値として出されるべきではないかと。これについてはまだまだ協議会、全員協議会でいただいた資料ですので、これからちゃんと練っていかれて、どれぐらいの地域で関わってくださる方、チームというか、そういう方々がいらっしゃるか、そういうところを見ながらですが、大体幾らまで出せるかっていうのは、それこそ生活コーディネーターのほうには、3,600 万が基準額として上がってますし、ただ住民主体のほうでは、132 万ですね。

こういうような数字がぼっともう出てますから、心配になって、本日お聞きしているところでございます。

やはりこういうところは決まったものが出るのであればいいんですけど、決まってない中でボンと出されることにはなかなか理解できないところがございます。これについては、改めてちょっと今お聞きしておきますけれども、今後についてどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○石 飛 議 長 暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時13分 休憩

午後 0時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 先ほど申しましたとおり6団体というのは当然実施される団体が増えれば、その分計上してまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 とにかく答弁漏れがありますか。答弁漏れがあれば山根議員のほうから再度お願いします。

山根議員。

○山 根 議 員 先ほどしっかり申し上げたと思うんですけども、全体的に数値として何がどのようにっていくのがもう決まったように出されてますけど、今後について、またそれなりに団体が増えればまた考えるというような答えではなくて、全体的に見れば、この数値、予算数値、これについて、改めて考える必要があるんじゃないでしょうか。

特に住民主体のほうについては、132 万っていうものは決まって、これ決まっていますね。それ決まってるんですかって、もうちょっと考えら

れるんですかというようなことを今先ほどはお聞きしたと思うのですが、
れども、そのところについて、また再度、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 その今の132万につきましては、あくまでも計画値でございますので
増えた場合につきましては、補正予算で対応させていただきたいという
ふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 やっと少しつながったかなと思いますので、次に参ります。

⑥です。緊急時の通報体制はどうなるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。家にいるのに呼びかけても反応がなく倒れている
とか、意識がないなどの緊急度が高いものについては、救急または警察
への連絡をお願いしており、これは今後地域において様々な見守りや地
域活動においても同様の対応をお願いしていきたいと思っております。

緊急性はさほど高くないけれど、介護サービスの利用など支援が必要
と思われる状況については、地域包括支援センターや市あるいは民生委
員の皆さんへ御相談をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 次に参ります。事業開始予定についての資料には、来年度開始に向け
て、生活支援コーディネーターの配置については、第2層と第3層を兼任
し、旧6町への各6人配置とされております。

この拡張配置においては、町の支所か文化施設かなど、どこに配置さ
れるのか、また勤務時間等についてはどのようなになるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。生活支援コーディネーターは第2層として各町そ
れぞれ専任の担当とし、市全域を総括する第1層コーディネーターを1名、
計7人の配置を予定をしております。

配置場所については今支所機能の見直しをしておりますので、市の職
員と同様のところに基本、配置を考えております。

勤務時間については原則市の職員と同様となりますけれども、詳細な労
働条件についてはコーディネーターが所属する委託先のほうで決定がな
されるものと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 補足説明。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 生活支援コーディネーターにつきましては、現在委託先と協議を進めておりまして、勤務場所につきましては、来年度につきましては、その事業所から各担当の専任の担当を決めて各町に赴いて事業展開するという予定となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 ちょっと話をお聞きしてって思ったんですけども、この2層、3層っていうのは、3層は振興会単位、第2層は旧6町単位でありますけれども、この兼任を体制とされた理由はどのような理由でございましょうか。

○石 飛 議 長 井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 第2層につきましては、各旧町単位、第3層につきましては振興会単位というふうに設定しておりますけれども、第3層でコーディネーターを選出していただくのは非常に困難だというふうに考えております。したがって、第2層のを現在専任の各町のコーディネーターがそれぞれの振興会の集まり等に参加させていただきまして、協議に参加させていただいて、地域課題の抽出でありますとかそういった協議に加わっていくというふうに考えております。ということで兼任という形にさせていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 答以上で弁を終わります。

山根議員。

○石 飛 議 長 第3層の振興会単位からコーディネーターを出すのが難しいとかいうお話でしたが、コーディネーターは社会福祉協議会からというふうに決められてるように伺っております。

そんな中で私が求めている答えとは違うんです。振興会の単位で上がってくる声、地域課題とかそういうものと、第2層、旧6町で上がってくるものっていうのは、第2層の協議体の中では高齢者福祉を考える場として考えてらっしゃる、こういったことを二つを重ねてしっかりと地域の声を求め取ってくださいという意味でのコーディネーターの方かなと思っていましたけれども、各町に配置においては、あのどこに支所が文化施設かと申し上げましたけど、いる場所も特定はされていないということではよろしいのでしょうか。

コーディネーターさんがしっかりと配置されるところ、そして話をしっかりと地域から吸い上げて、またそれをまとめていって、上に上げていく、そういうことがしっかりとできるように勤務時間と対また、支所か、文化施設か、市場はだんだんと減っていきますから、そこを社協にお返しされるのであればそれでもよろしいですし、文化施設の中でしっかりと皆さんとまたさらに声を聞きながら、仕事をされるのであれば、

またそれなりのことをしてくださるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょう。

まだまだ、なかなか決まってるものが少ないのかもしれませんが。これからかもしれませんけれど、ももう少し来てくださるコーディネーターの方、そして地域から声を上げたい振興会とか、一般市民の方の声を上げるつもりなら、それだけの対応を考えておいていただきたいと思います。いかがでしょう。

○石 飛 議 長 答えられますか。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 詳細につきましては現在委託先である、まだ社協と契約するというふうに決定したわけではないですけどその方向で現在考えているところでございます。

その中で来年度につきましては、事業所の本所の中に、その務めていただきまして、コーディネーターにつきましては、日々地域に出させていただくという形で、活動をお願いしているところです。

そして協議体の中でコーディネーターだけでなく集落支援員も合わせて、協議体の中の会議に加わりますので、地域課題につきましては、福祉の分野だけでなく地域の地域づくりのことであったりとか、その他福祉以外のことも地域課題の中で出させていただいて、解決に向けてコーディネーターなり、集落支援員なりが助言なり、伴走支援をさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 次に参ります。市としてこの新体制により、高齢者の安全安心がどのように向上すると考えていらっしゃるのか。またその具体的な効果について伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。現在介護人材の不足が社会問題となっている中、今後資格を有する介護専門職のリソースを地域の隅々までさいていくことは困難となってまいります。生活支援体制支援整備事業は地域住民をはじめ様々な立場の人で我が地域のことを話し合い、その地域における高齢者等の生活課題の把握や地域のネットワークの形成により地域に必要な資源とのマッチングを目的とした福祉の視点でのまちづくりです。住み慣れた地域の中で高齢者が活躍する場所や居場所があること、高齢者自身が運営や支援をする側になることを通じて、介護予防につながり地域生活が、地域での生活が継続できるものと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 高齢者の安全安心について聞きましたのは、今、団塊の世代が75歳を過ぎました。もうこれからまた高齢者の方々が増えていく、そういった段階で、改めて新しい新規事業を出され、この新規事業の概念図において、高齢者のみならず、地域における課題を本当にすくい上げて課題解決や市全体に関わる課題抽出と解決さらには関係機関とのネットワーク形成を挙げられているんです。新規事業に係る思いを本当に強く感じております。

そんな中で、先ほどから申し上げた細かいところというか、そこに関わっては、まだまだ決まってない。ただ、来年度からって言ったらもう3月にはある程度もう決まって動き出して、もう振興会の方々や協力してあげようという気持ちで集まってこられた方々を、しっかりと皆さんがどのように動けばいいか、どういう団体がどれだけあるか、そこはもう、今の段階でもある程度決まっていますという答えが欲しかったのですが、なかなか11月から20日に議会がいただいてから、まだまだ練りが足りないのかなと思います。

しっかりとこれからの安芸高田市にとってとても大切な方々が関わってくださると思います。

新規事業にかける思いを本当に強く感じるのですが、それ以上にもう実態もしっかりと動かしていただいて、用意を万全にしていきたいと思います。

まずはこれまで取り組まれてきた地域における生活支援などの地域活動を広げることも必要です。

地域や住民主体の声が集まる事業となることに期待をいたします。

以上でその次に入りますが。

○石 飛 議 長 質問の途中でございますが、ここで13時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時29分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、引き続き一般質問を行います。

山根議員。

○山 根 議 員 大枠2点目に入ります。野生動物との緩衝帯整備についてです。近年倒木や土砂災害のリスクまた、鹿、イノシシ、サルなどの獣害が増加しており、その背景には、集落周辺の森林が荒廃し、見通しが悪くなっていることが指摘されております。

見通しが悪くなれば、野生動物、鹿、イノシシ、サル、さらには熊などと人が住む集落との距離は近くなり、里山林周辺の住民生活に支障が生じてまいります。こうした状況を踏まえ、森林機能の強化とともに集約し、周辺の森林整備、いわゆる緩衝体の形成が安全な生活環境を守る

上で必要と考えます。

広島県はひろしまの森づくり県民税を元に、ひろしま森づくり事業を行い、人工林や里山林の整備等を行っております。また国は、森林環境税を元に、その税収を森林環境譲与税として各自治体に譲与し、地域の実情に応じて幅広く活用できるとしています。この県や国の事業は、具体的な活用事例として、野生動物の出没を抑制し、人里との境界を明確にするための整備にも役立てられていると伺っております。

そこで、本市において、野生動物との間に一定の緩衝帯を整備することについて、以下の点についてお伺いいたします。

まず一点目、本市における集落周辺の危険森林、荒廃森林の現状をどのように把握されているのかお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。本市における種集落周辺いわゆる里山については、生活形態の変化や高齢化等に伴い整備を行うことが困難となっているため荒廃が進み住民生活に支障が生じています。

また山林のみならず山林との境界付近の農地の耕作放棄により農地の林野化が進行していると認識をしております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 次に参ります。山林等生活圏の境界に緩衝帯を設けるという考え方について、市としてどのような認識をお持ちでしょうか。伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。耕作地と山林部が接している土地では日中は隣接している隣地に身を隠し、夜になると耕地部に出て比較的安易に食料を調達していると考えております。

ここに身を隠せるところがない緩衝帯があれば安易に食料の調達ができなくなります。そういった意味で緩衝体の効果はあると考えております。

しかしあくまでこれはイノシシのような警戒心の強い動物に当てはまることで鹿については、効果が限定的であると言われておりますのでその辺も含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 長野県富士見町というところでは、富士見町有害鳥獣対策協議会が鳥獣害対策の第一歩として、緩衝帯整備を広報誌に挙げられております。緩衝帯の整備をお願いします。

人が住みの作業を行う集落と野生動物が生息する山林との境のことを

緩衝体と呼びます。

野生動物は姿を隠せるやぶや茂った山林を好み、集落に近づく通り道にしたり、拠点を構えて寝床にしたりします。緩衝体をつくることで、山林と集落との距離を十分に確保することができ、見通しをよくすることで動物の出没を抑え、農作物被害や突発的な人身被害が起りにくい環境を作りますとのことです。

私が言ってるのは人身被害が起こらないようにするための必要性も説いております。そちらのほうがちょっと強いですが。

③に参ります。ひろしまの森づくり事業による取組として、集落近接地の見通し確保や危険木除去、また獣害対策等の緩衝体形成につながる施策は、これまでどのように行われてきているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。本市はひろしまの森づくり事業とりわけ里山林整備事業の取組により危険物の除去、見通しの確保、鳥獣害の対策の緩衝帯整備を行っており、2007年度平成19年度事業創設当初から2025年度、令和7年度のまでの実施予定も含め19年間で約324ヘクタールの整備を行っているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 ひろしまの森づくりについては北広島町においては、令和5年度の鳥獣被害防止計画において、従来工事的な被害防止対策としてひろしま森づくり事業、里山林整備事業において、緩衝体バッファゾーンを整備しているとのことでした。

次に参ります。同じ質問を、国の森林環境譲与税の使途についてもお聞きいたします。集落近接地の見通し確保や危険木除去、また獣害対策等の緩衝体形成につながる施策についてはどのように行われてきているのかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○石 飛 議 長 お答えいたします。これまで安芸高田市では危険木、支障木の撤去および獣害対策の緩衝帯整備については、ひろしまの森づくり事業で対応しており、御紹介のあった森林環境譲与税では実施をしていなかった状況です。

本市の森林環境譲与税の活用方針では、防災減災対策を掲げております。そのため新年度からは市が管理している主要インフラ施設、市道、公共施設を自然災害から守ることを目的として、危険木、支障木の伐採や影切りを森林環境譲与税対象事業として実施をまいります。

一方獣害対策の目的の緩衝帯整備については、雑木林がほとんどであ

るため、ひろしまの森づくり事業で行うこととしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 林野庁のホームページでは、令和5年度の取組事例を集めたものがあります。令和7年3月事例集です。

石川県小松市の取組、集落周辺の未整備里山林の整備として、総面積の7割を占める森林が森林所有者の高齢化等で管理が行き届かない人工林が増え、また風倒木被害や獣害の増加により、里山林周辺の住民生活に支障が生じる恐れが懸念されているため、森林機能の強化等とともに、里山林周辺の住民生活の安全確保を図るため、集会所集落沿いの未整備里山林に対して、保育間伐や仮払いなどの森林整備を実施しているとのこと。

本市の場合は総面積は79%、約8割、小松市以上に森林が占めており、同様に森林が非常に豊富な地域と言えます。

5番に参ります。緩衝帯整備を進める上での課題とされるものは何か伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。現在行っている緩衝帯の整備は基本的にひろしまの森づくり事業により推進を進めておりますけども、これは1回やっただけでなく、継続的な維持管理をしなければすぐに元の雑木林と言いますか、形態に戻って、返ってきます。事業実施した地区の継続的な維持管理が一つの課題だというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 次に参ります。課題の解決に向けた方策について伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。高齢化が進んでいる中で有効な解決に向けた方策がないと思っております。しかし一度整備した山は作業しやすくなっていますので維持管理についてしっかり啓発していくことが大切だと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山根議員。

○山 根 議 員 最後です。今年度以降の森林環境譲与税の運用において、緩衝帯整備の検討を進めるお考えはお在りか、伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。本市の獣害対策目的の里山の緩衝帯整備については、雑木林の整備が多いため、森林環境贈与税での実施は難しく、引き続きで、ひろしまの森づくり事業で行うよう考えております。

以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員 森林保全に必要と市町村が認めれば、集落周辺の危険森林や獣害対策を目的とした整備も可能と解釈されている自治体が既に全国にあります。

緩衝体作り森林環境の保全、生活圏の安全確保として必要と市が判断すれば、人として矛盾しないというのが現在の国の運用と受け止めて聞いております。最後に市長のお考えを再度お聞きいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 この対応については基本的にはやらないというのではなくて、基本的にひろしまの森づくり事業で対応し、それで間に合わないところについては先ほど御紹介いただいたような解釈もあるようにお伺いしましたので、引き続き考えたいと思いますけども、一応はひろしまの森づくり事業で推進をしていきたいと思います。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

○山根議員 以上で私の一般質問を終わります。

○石飛議長 以上で山根議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

11番 大下議員。

○大下議員 11番、大下でございます。

通告をしておりますので、大枠二点質問をいたしたいと思います。まず、スポーツ振興について第2期スポーツ振興計画のスポーツ振興の意義の中で、スポーツは人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、明るく豊かな活力に満ちた社会を形成する上では、欠かすことのできないすばらしい文化の一つと言われております。まさにそのとおりでございます。

この計画は、令和5年度から10年間の計画ですが、市総合計画に合わせて3年後に見直すを行うとされております。

現在見直しに向けて大詰めを迎えられているとは思いますが、県においては、国の第3期スポーツ基本計画を踏まえ、令和6年度から5年間の第3期スポーツ振興計画を策定されており、安心、誇り、挑戦、この三つの視点から、政策目標、施策目標を明らかにされております。

そこで次の点について質問をいたします。本市の見直しされる計画の政策目標または施策目標が今の段階で説明できる範囲でお答えをいただ

きたいと思います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 ただいまの大下議員の御質問にお答えをします。第3次の安芸高田市総合計画基本計画の案では、誰もがスポーツに親しみ、スポーツへの関心を高めることができる機会を創出することが示されております。

この上位計画との整合性を図り、県の先ほど御紹介のありました、安心、誇り、挑戦、そういった視点を踏まえ、現在、スポーツ振興計画の見直しを検討しているところでございます。

具体的な政策目標等は精査中ということでございますが、基本的には現計画の市民が日常生活の中でスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康で豊かな暮らしができるまちを目指して、継続した取組を続けたいと考えております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 今、見直しは精査中であるというふうにお答えいただきました。この安芸高田市は、サンフレッチェのサッカー、それとハンドボールのわくながハンドボールクラブに二つ、マザータウンとして安芸高田市に認知されて、やっぱり市民も誇りと思っておるところであります。

そうした中で、スポーツ、今まで全国大会今年の全国大会への出場された選手、安芸高田市にゆかりのある人も一緒に、約 90 名おられます。

それと、今の体育協会からスポーツ協会に変わり、今スポーツ協会が動いておりますが、スポーツ協会の加盟人数が約 24 年度で 2,700 人、25 年度が 3,174 名おられます。

これだけの人員がおられて、今の全国大会へ何人か出場をされて、すばらしい成績を上げておられる。特に今回、今年広島県のスポ少の関係で、広島県の決勝大会でもすばらしい成績を、6 月には成績を収められております。また 8 月には、徳島であった全国大会へ出場してすばらしい成績を収めておられます。

そうした中で、やはり全国大会へ出場するための支援もしっかりしていただきたいというふうに思いますので、そこらを。

また今、先ほど言いましたように、わくながハンドボールクラブがあります。それとサンフレッチェがあります。ユースの選手も安芸高田市におります。そうした中で、計画の中にトップレベルの選手とアスリートとの交流を提供しますという項目がありますが、今までトップアスリートとの交流をされたかどうか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 柳川教育次長。

○柳川教育次長 スポーツ振興計画の中で、トップアスリートに触れる機会の提供ということで計画をしておりますが、教育委員会サイドで言えばわくながの

ハンドボールチームの選手が、市内の小・中学校へ出向いて、児童生徒との交流等を持つような取組をわくながのハンドボールチームとともに進めておるところでございます。

これまで甲田町を中心に、この事業もやってまいりましたが、少しでも裾野を広げるという点で八千代町であるとか、あるいは向原町でもこういった取組が広がっているという状況でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 次長のお答えはわくながハンドボールクラブが甲田町を中心に小中学校の指導をしているというふうに言われましたけど、御存じのように、小学校、中学校も甲田町の生徒が全国大会へ行ってやっぱりすばらしい成績を収めておられます。ただ、いざ高校となると、全く向原高校へ行かれる人も少ないし、以前はハンドボールといえば向原高校ということがありましたけど、今はやはり指導者の関係もあるとは思いますが、今現在、向原高校も吉田高校も一緒ですけど、定員割れがしとる状況の中で、特にスポーツ振興を絡めた前市長が生徒会長に100万円好きに使いなさいという政策をされましたけど、スポーツから考えれば、せっかく地元にあるハンドボールクラブ、この人らに、その選手の皆さん、湧永製菓、ましてや向原高校でハンドボールを経験されて、全国大会を行かれました先輩方々も随分おられると思います。その方たちに、その100万円を利用するという考えもあるんじゃないかなというふうに、せっかくのマザータウンというのであれば、その協力、定員割れがしないような政策もやっていくのも市長のこれは手腕じゃないですか。市長にお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。先ほど御提案は生徒会長100万円をこのスポーツ振興高校存続の方にしてはどうかという御提案かなと思います。これ一つの考え方ですし、御提案として向原高校と吉田高校に対してそれぞれまた100万円とは別な形で支援をさせていただいておりますけども、即座にこの100万円をスポーツ振興にというところまではですけども、そこをまた他のスポーツに対しての施策というのはまたそれぞれの形で今、推進してますので、そちらのほうを継続してしっかりとスポーツのほうも支えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 しっかりとその支援をしていただきたいというふうに思いますが、吉田高校もしかりサンフレッチェユースの選手おります。今そのユース

のOBが広島市内でそのグループに何チームだったかはっきり覚えてませんが、指導しておるOBがおるんですよ。そのことを考えれば、吉田高校もサッカー部があります。そのサッカーをしたいという高校生がおる中で、吉田高校のサッカー部という名前が出てこんのですよ。

せっかく吉田高校サンフレッチェユースはユースの名前は出ますよ。せっかく吉田高校でサッカーをされる方が、やはりいまいち頑張っておる中で、なかなか上に上がれないという。やはりこれも指導者の関係もあるんじゃないかなというふうに思います。それも行政としても応援していただくべきじゃないかなというふうに思います。

現に、広島市内で今僕の知っとるので3人ほど指導されとる方がおられます。これはユースのOBです。

これもいろんなプロサッカー、元おられた塩崎選手がおられました。その方たちもやはりその指導している方を引っ張って、大きにしようという動きもちらほらあったというふうには聞いておりますけど、ぜひとも吉田高校にもそういう人をできるような方法をお願いできれば一番いいんじゃないかというふうに思いますが、そこら教育長、市長どう思われますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 御指摘いただきますように安芸高田市にあるプロスポーツチームの関係の指導者の方を活用して、それは小学校、中学校であったり、高校であったりそういったところでしっかり指導していただいて、特色の一つにもなってくるということの御提案だと思います。

教育委員会といたしましては、小中学校のクラブ活動の地域展開、そういったものもこれから非常に重要な取組となっていくしますので、そういった面につきましては、しっかり各プロチームの方々とも少し話ができればというふうに思っております。

できるだけそういう特色を生かしたスポーツのまちづくりというものを推進していければというふうに思っております。

○石 飛 議 長 引き続き、市長のほうから答弁ありますか。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど教育長が申しましたように、せっかくあるクラブチーム2チームですので、そういったところで連携ができる、高校の教育のカリキュラムにも入ってくると思っていますので、その辺は連携を取りながら、具体化できるものがあれば進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 いい答えが返ってきたというふうに思いますので、期待をしております。

次の質問に移ります。スポーツの振興について施設整備が必要でございますが、吉田運動公園は今年 9 月に施設の命名権を募集され 10 月から施設名称が施設の名称が変更になっております。命名権料は、老朽化や施設の修繕やイベント費用などに充てるとされておりますが、契約を締結した S T A R L I T E ウィクトリアスポーツパークのアリーナには、空調設備がありません。先月空手大会がありましたけど、中で見学するにはちょっと寒かったです。

そこで命名権料を優先的に当該施設に充当し、空調設備を整備するお考えがあるかないかを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。命名権料、ネーミングライツ料については先ほど御紹介いただきましたように施設の維持管理経費に充当することとなっております。特に近年の猛暑対策として空調設備が必要ということは重々認識しており、施設の利用状況や財政状況も大きく踏まえながら計画的に対応したいと考えております。

現段階で S T A R L I T E ウィクトリアスポーツパークへの空調設備投資については、具体的な計画を持ち合わせていませんが、同施設の命名権料については、ひとまずこの間、施設内の、今回は陶芸教室のエアコン修繕のほうに充当をさせていただいておりますけども、今後このウィクトリアスポーツパークのアリーナへの空調設備についても、引き続き今、小学校の体育館の整備が終了しますので、引き続き重要な体育施設という認証でもおりますので、計画的に進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

またグラウンドをはじめとする施設の使用料が前市長のときに 2 倍から 3 倍になっておるんです。その中でやっぱりスポーツを楽しむという人が体育館を使用したりしたら、なかなかその金額が張って、使用が減っているという状況がある中で、そこらを見直しができるのかどうかお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 スポーツ施設の使用料についての御質問でございますけども、この受益者負担の考え方につきましては、2023年の9月に公共施設の受益者負担の適正化についてということで議会のほうにも報告をさせていただいております。

公共施設、体育施設を利用する人、また利用しない人、そういったと

ころの負担の公平性という観点から一定の整理を行ったものでございます。

現在はそれに基づいて使用料の徴収、あるいは減免を行っておりますけれども、先ほど来ありました安芸高田市の財政状況、そういったところを考えても、なかなか気持ちとして減免をしていけば利用が高まるのではないかというところもございます。ただその財政状況の中で、どこまでそれができるのかというところもございます。当面は今ある方針の中でやっていきますが、改正の時期もまた見直しというのが5年ごとというふうになっておりますので、そこらに向けて少し中身のどういう今減免の対象で、その影響額がどのくらいであるとか、そういった詳しいところを精査してまいりたいというふうに思っております。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 財政状況いうのを一番聞きたくなかったんですけど、何でも財政状況で片づけてしまえばすむんじゃないかというふうに思われますので、そこらの考はやっぱり行政での努力をしていただきたいと。せっかくのスポーツ王国として、若い皆さんが活躍をしておられる中、投資です、投資。若い者への投資をしていただきたいというふうに思います。

続いて、次の質問に移ります。2 番目の公共施設等の総合管理計画について、公共施設廃止スケジュール進捗状況について、安芸高田市では2022 年度に安芸高田市公共施設等総合管理計画を改正し 2023 年度には、安芸高田市個別施設計画を改定しておられます。

計画では、公共施設の総延べ面積 37%削減することが目標とされております。

令和7年第2回定例会において、同僚議員の一般質問への答弁では、公共施設の廃止スケジュールについて、進捗状況に応じて毎年見直す方針であると答弁されております。

そこで現在の進捗率について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。現在の進捗については2024年度末時点で14.8%の削減となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 14.8%、これは計画どおり進んでいるということによろしいですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 計画を15.1%と定めておりますので、対計画に対してはマイナス0.3%ということになります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 6町が合併したので施設については各町で1つずついろんな施設があったと思いますが、同じような施設なので使用しない施設については廃止をするというのは分かってはいるんですけど、スケジュールを見ると、利用されているものも建物がそのまま利用停止されているものが、建物がそのまま残されている施設が多くあります。

今後これらの廃止された施設についてどのような処分をお考えか伺います。

○石 飛 議 長 大下議員にお尋ねします。2番に入られましたか。

○大 下 議 員 2番でよろしいです。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。廃止した施設、そのままになっている処分の施設の処分計画については、施設ごとに状況が異なるため個別に検討を行う必要があると思っております。

基本的には利活用を希望される民間の方へ土地と建物を現状のままで譲渡することを基本としております。ただし借り受けている土地の上に建っている場合とか土地の再利用を予定している場合、そして建物の老朽化が著しく、建物つきでは譲渡が困難と判断される場合には、建物の解体を検討いたします。廃止施設の譲渡は、施設ごとの課題整理を終え、引渡し可能な状態となったものから順次速やかに譲渡してまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 もう随分前から使用していない施設がそのまんまになってるんですね。

状況を見れば草が生えてそのまんまになっとなったり、建物も使わんからには老朽してますので、そこら処分が進まない施設を保有し続けることで、維持管理にかかる経費がかえっているんじゃないかというふうに思います。

そのため経費削減の観点からも、今後の対応についての検討をしていきたいと言っていたきたいというふうに思いますが、そこらお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おっしゃるとおりだと思います。現状残ってるまんまで維持管理が多少なりともかかってます。そういった中職員が草を刈りに行ってくれたり

とか言いながらしながらどうにかコストその維持のコストを抑えられるように努力をしてくれております。

そういった中で民間提案制度で今年度も先の全協で御説明をさせていただきましたが、幾つかの施設が民間のほうからの提案でどうにか前に進もうとしておりますので、そういったものが進む中でまたこの遊休施設、今処分はできない、できてない施設についても、順次前に進んでいくと思いますのでその辺はすっきりと計画を持って進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 この処分について民間提案が進んでいるという状況がありますが、随分前から廃止になってる施設がそのまんまあるんです。

これも今、藤本市長の代にすぐやりなさい言うてもあれかもしれんけど、基本的には行政とすれば処分せにやいけんものは、やはり処分をしていただきたいと。これは地元からの要望も随分ある中で、私も言ってますので、いつまでも投げとかんこうに早く進めばというふうに思います。

まず6町が合併したということは、なぜ合併したのかというところが原点じゃないかというふうに思いますが、安芸高田市がよくなるために6町が一緒になったんだというふうに思います。

それで、今市長が打ち出されておるのが、支所をなくすると、支所を。これ前の市長が政策で言われたとなんです。そこで市長が市の発展のためにこのままの状況が続けるか、市長独自の支所の支所機能を充実させるというふうなことを考えられたかどうか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 この支所機能はマスコミの方が廃止するというようなちょっとセンセーショナルなコメントを出したので、そのふうに思われるかもしれませんが、支所を廃止するという施策ではありません。支所機能の見直しということで、ただ建物が今の現存の支所から文化ホール、あるいは美土里町で言うところとちょっと高台になりますのでまた別途場所を考えているということは出てくるかもしれませんが、そういった意味で住民の皆さんにとっては5か所しかなかった支所が逆に言えば15か所の郵便局に移ったということでございます。

これも現前市長から引き継いだものでもありません。私が就任してずっと温めていた政策であります。そういった中で総務省との連携をしながらこれからの多分全国的な市町の在り方にこれは大きく関わってくると思います。そういった意味で全国の市長が安芸高田市が、この支所機能の見直しがうまくいくかということも注目しているという話も多々入

ってきますので、ここは責任を持って住民、市民の皆様にとってのサービスレベルは下げることなくスムーズに実行できるように、今担当課とも一生懸命考えておりますので、その辺はご安心をいただきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 いいお答えと判断するべきかどうかというところですが、今郵便局で支所の機能を行うというふうに言われて進んでおりますけど、郵便局では、今の支所の役割を本当に補えるかといったらまず無理だというふうに思います。利便性はあるとは思いますが、やはり地域性もありますし、やはり第一に、支所機能を充実させると、権限を持って持たせて、支所機能を充実させるというところも大事じゃないかなというふうに思います。

先日の生徒議会の中で、市長がお答えされております倒木の処理はしますよという返事をされております。ただこれ地域によたらもう随分前から倒木、こけそうな木があるので始末をしてほしいという問題がありました。これ担当課に言うたら、それはできませんということだったので、そこらが支所機能を充実すれば、全部が全部陰切りをせいというんじゃないしに、本当に危ない、倒木しそうなものがあれば、やはり地元の安全のためにも、やっていくべきじゃないかなというふうに思うのですが、そこら政党議会でやると市長が答えておられます。そこらの今からの処置をどうされるのか、お答え願います。

○石 飛 議 長 お答えできますか。

藤本市長。

○藤 本 市 長 支障木と蔭伐りについては今年度の補正予算で対応させてもらってますのでやらせていただきます。そういった意味で生徒の皆さんにもお伝えしましたし、危険なものについては連絡をいただければ対応するという意味の支障木の対応でございます。

危険な木を見て見ぬふりはできませんので、そういった意味でこれはもう従来議員の皆さんにも市内を通行されるときに危険な木があれば情報提供願いますという意味と同じでございます。

そういった意味でその分については対応させてもらいます。ただ何でもかんでも切れるというものではないので、そこについての啓発は今度広報のほうにも出させてもらって、こういう木については切れますよこういう木については対応できませんというのがちょっと分かりやすいものがあつたので、それは担当課のほうでちょっと考えてくれますので、今度近々広報で皆さんには何か言えば全部切れるというものでもないで、そういった決まりがありますので、そういったところは多分市民の皆さんに細かく今まで周知もできてないところがありますので、そこにつ

いては啓発をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

大下議員。

○大 下 議 員 これ担当部長に確認してもよろしいですか。

これ以前からその支所または本庁の建設課へこれ内容的にはお聞きされとるというふうに思います。それはどのような対応されようとされておるのかお聞きいたします。

○石 飛 議 長 通告外ですが、答弁できますか。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 先ほど申された市長の言葉のとおりでいいというふうに思っております。

この支所木については、我々もまずその道路上その車が通行するのにその木によってその例えば事故が起こるとか、そうしたものを対象としたものでございますので、木を切るということについては、原則できるだけやらないように考えております。あくまでも、倒木、例えばそれが倒れず、道路に倒れるとそうしたものについては我々のほうでやっ払いという考えを持っております。

先ほども市長のほうから説明しましたように、何でもかんでも全てその道路上にあるものが、木が切れるというものでも当然ございませんので、まずはその土地の所有者、そこにしっかり管理していただくということがまず第一つ前提としてあると思いますので、その辺も含めてしっかり広報等において啓発をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 大下議員に申し上げます。通告以外の質問になっておりますので、現在公共施設等総合管理計画についての質問項目でお願いしたいと思います。

大下議員。

○大 下 議 員 失礼しました。これもやっぱり支所機能を充実するという中での問題が解決できるんじゃないかというふうに私は思っております。

答弁の中では切らないと。ですから市道に倒れたら、始末をしないとしか言いようがないんでしょうけど。

これ以上言っても。しかし、政党議会で言われたことの答えは出していかんやいけんのじゃないかなというふうに思いますので、そこらを市長としてはやっぱりきちっと対応していただければというふうに思います。

公共施設の管理計画ということでございますが、やっぱり地元の意見もしっかりお聞きいただいて、計画を進めていただきたいというふうに思いますので、以上で私の質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で大下議員の質問を終わります。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで14時30分まで休憩いたします。

2時30分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、引き続き一般質問を行います。
続いて、通告がありますので、発言を許します。

10 番 児玉議員

○児 玉 議 員 10番 児玉史則です。通告に基づき、熊の出没状況と今後の対応について伺います。

昨日でしたか、日本漢字能力検定協会、今年の漢字に熊という字を1文字選んでおられますけども、これぐらい関心が皆さん高かったんだろうなど。特に東北地方は非常に人的被害もあって、生活が非常に難しくなっているような状況も見受けられますから大変お気の毒で、早く冬眠が始まって出てこないようになればいいかなと思っております。私も昨年まであんまり熊に関心がなかったのですが、今年の6月にうちの近所でも目撃情報があって、熊の跡がありまして、非常に危機感を感じて、夜になるとイノシシ、鹿いうのは通常わいわいしてますから、さほど気にならんですが、さすがに熊ということになると、今は夜ももう車を使わないと移動ができないというような感覚で生活をしておりますので今後の熊対策について議論ができればと思いますのでよろしくお願いいたします。

東北地方を中心に熊による人的被害が続発しておりますが、広島県における出没情報は、10月末時点では昨年同時期が639件で、今年は400件となっており、比較すると6割程度であります。

過去10年間では平成27年度が379件でしたが、令和6年度では789件で、令和2年度には過去10年の中で最多の年間1,219件の目撃情報がありました。

全国的に熊に関する報道が多い中で、広島県に限ると、今年は特に多いというわけではありませんが、今年の7月には北広島町で人が熊に襲われたという情報があり、また10月には安佐南区でツキノワグマ1頭が捕獲されております。

目撃情報も多くあり、吉田町多治比では熊のふんと見られるものが確認されておりますし、11月には土師ダム近くで目撃情報があり、キャンプ中の利用中止を発表されています。現時点で人的被害は出ておりませんが、今後に向け熊の出没時に新たな対策が必要だと思いますので、以下の質問をいたします。

まず第一点目です。広島県では、第2種特定鳥獣管理計画に基づき、

個体数や生息数、餌資源などのモニタリング調査を行っていますが、当市における個体数の推移について伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの児玉議員の御質問にお答えいたします。個体数については広島県が第2種特定鳥獣ツキノワグマ管理計画の中で公表しております。西中国地域として島根、山口、広島の3県で生息状況調査を行っており、2020年、令和2年8月末として、中央値が1,307頭となっております。市町ごとでの生息地については把握しているものはないとのことでした。理由としては熊の行動範囲が広く、市町単位で算出のが意義が薄いということでございました。

以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 この安芸高田市のちょっと見よったんですが、熊に関しての計画ってどうか、有害鳥獣被害防止計画これしかないんだろうと思うんです。他にあればまた説明いただきたいのですが、そうすると先ほど今市長から説明いただきました、県のツキノワグマ保護管理計画に基づいて動かれてるんじゃないかと思うので、これに従ってちょっと質問してみたいと思うので、また安芸高田市のがあれば報告いただければと思います。
先ほどおっしゃったように個体数の管理っていうのは非常に難しいと。広島県では先ほどおっしゃったように島根、広島、山口3県を対象に調べとるということなんです、2022年から県の第5期の計画に入っておるんですけども、これすみ分けと、錯誤捕獲の対策強化、いわゆるこれに重点を置いた管理計画となっておるんです。すみ分けということになると、どうしてもある程度把握、どこら辺に出てるのかっていうの把握が必要だろうと思うんです。

2020年に広島県が調べとるのは、カメラをカメラトップ法っていうんですか、カメラを225か所に設置して頭数を調べとるというのがこれ記載があるんです。そうすると、この中に恐らく安芸高田市は含まれてないのじゃないかと思うのですが、こういったところをやっぱり調査してですね、含めてもらって、やはりある程度この辺の個体数がどうなってるかっていうのはその辺はやっぱり調べていく必要があるんじゃないかと思うのですが、これ担当課で結構ですのでお答えいただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 先ほどのカメラの件なんですけれども、設置のほうは県のほうがしておりますので、カメラの設置場所というのは公表を実はされてない状況でございます。

多分そこでいたずらとかいうのはあるかも分かりませんし、うちのほうから問い合わせてもそこは公表してないという形でした。

今おっしゃったように、もしそこらの数、市のほうにあれば、その数についても聞いてみるんですが、なかなかそこまでは今教えていただけてない状況でございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 そうなんです、手に入らないというのが現実だろうと思います。

2 番目の質問に入ります。安芸高田市内における昨年と今年を目撃場所、目撃件数を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 それでは数字的なところを御説明いたします。まず初めに目撃および痕跡確認数ですが、今年11月末で70件、昨年度同一時期で62件となっています。

目撃場所としては今年は吉田地域が 12 件、八千代地域 9 件、美土里地域 17 件、高宮地域 21 件、甲田地域 7 件、向原地域 4 件となっています。また昨年は吉田地域 5 件、八千代地域 2 件、美土里地域 21 件、高宮地域 20 件、甲田地域 10 件、向原地域 6 件となっています。

近年で目撃情報の多かった年は 2020 年、令和 2 年で 99 件ということになっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 非常に増えとって各町別に違いがあるっていうのは明白なのですが、そういった推移をいただきましたけども、ただこの広島県のちょっと推移を見てみると、県内の目撃情報、令和7年の4月から10月、これが400件なんです。今年はですね、この大体例年ですと、安芸太田、庄原、北広島、廿日市、これらが上におるんですが、今年は安芸高田市がトップに出るんですよ。件数が目撃情報。

非常に安芸高田市が増えとるという現実があるのですがこの情報、こういった目撃情報、こういうことが増えているというところを市長、こちら辺りどういう見方されてますか。こういう情報目撃情報が増えているところ。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 目撃情報なので全ての方が情報提供いただいているかというところはちょっと分からないんですけども、生息地が広がっている、中国山地の奥からこっちのほうへ移動してきよるのかなという思い。吉和とかあの辺は結構昔からよく聞く地域ですけども、そういったところがこの何かと

いうか、安芸高田市のほうにも来てるのかなという感覚はあります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 目撃情報が増えておるということは先では、人的被害がということもある程度想定しなきゃいけないこと来とるのかなと思うのですが、広島県は2025年度から市街地周辺に出没する熊バンベア、これの対策を強化するということで、市町と協力して、熊の出没ルートを独自に調査するとかいう方針を出されておるんです。こういったところ安芸高田市でもそういう動きがあるのか、あるいはツキノワグマが目撃された報告があったときには、捕獲許可を伴って熊レンジャーによる追い払いや、現地パトロールを行っているとかいうことが記載があるのですが、これは当市でもこういう現状があるんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 まず目撃情報があった場合なんですけれども、市役所のほうへ通報が入りますと関係する部署に連絡もさせていただきますけれども、その痕跡とか、そこに目撃の場所とかいうのは、熊レンジャーさんのほうにも出ていただいて、熊レンジャーというか、猟友会の方にも出ていただいて、痕跡の確認、それが実際に熊であるか、結構ひっかいた傷であつても、鹿の角で、鹿ではないかという傷もございますので、そこらの確認とかをさせていただきます。

ですから出た場所について、しっかりそれが本当に熊であるか、どういうふうな、どこから来たかというのは確認をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 確認を行った後になるのですが、これ調べて見られると、先ほど市長もおっしゃったように分布が非常に広がるとるんじゃないかというのはあるんですね。

1999年に実施した第1回の調査、広島、島根、山口、このときに、5,000キロ平方メートル。それから21年後の2020年には8,200と。恐らく今の時点では倍ぐらいになっとるんだらうと思うんです、この1999年に調べた以降。

第4期の計画が2017年から2021年にやっとるんですが、その課題として、ツキノワグマが生息していない市町まで分布が拡大していることから、分布域のこれ以上の拡大を防ぐことということを挙げられておるんです、4期の反省で。

4期は恐らく安芸高田市ってのは含まれてなかったんだらうと思うんです。この5期の計画で、果たしてこの安芸高田市が生息域の拡大地域

として入っているのかどうか、いわゆる県の計画の中に。そこはちょっとどういう状況なのか伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 ただいまのエリアなんですけれども、地図が載っておりまして、生息域という形で主に安芸太田から安芸高田の山間部通って庄原とか、当然入っておるとは思っております。

生息数なのですが、今おっしゃったように中央値でもかなり上がってきておるのが実情だと思います。

先ほどちょっと市長の答弁にもあったんですけども、今の目撃数、他市町の状況がどうかということで、安芸太田、北広島をちょっと聞いてみたところでございます。その中で目的数が11月現在で北広で40件台と安芸太田で64件で、これは実際うちよりかなり少ない数ですので、実際出てないかということ、またそうではないのかなという思いもしております。

これはうちでもちょっと危惧するところがあるんですけども、慣れです。実際いつも出るところで、そこは出るからということで通報が出てないのもあるんじゃないかと思うんです。

実際北部のほうでは、通報が即座にあるわけではなくて、後から出たのも聞くこともございますので、そこらは即座に対応できるように通報していただけるような形をしっかりとっていければと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 エリアの拡大は、いわゆる昨日だったんですか、ニュース出たのは、いわゆる下関のほうまでも出だしたと。いつ九州に渡るんだろうかとか、こういうような議論も出ている状況ですから、恐らくエリアっていうのは我々が想像してる以上に広がってるんじゃないかと思うんです。そういったところは要注意見ておかないといかんと思うんですが、続いて3点目の質問に入ります。熊の目撃情報に伴う注意喚起や啓発事業の実情を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。春や秋の山菜採りのシーズンなど、多くの人が山に入る時期、目撃情報が多数寄せられた場合は、お太助けフォンを活用して注意喚起をしております。

また市街地で目撃情報があった場合は熊レンジャーや警察と連携をし、周辺見守り警察による注意喚起を行っております。

今年度は県の事業を活用し、講師を招いて、高宮中学校の生徒を対象に、ツキノワグマ学習会を開催をしたところです。

生徒たちはツキノワグマの特徴や生態を具体的に学習することによって、人体被害を防ぐための知識の習得やツキノワグマと出会ったときの対処方法などの取得など、知識を得ることができたと思っております。

なお教育委員会においては児童への熊用熊よけの鈴、これを購入、配布を計画をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 お太助けフォンの情報ということですが、これ安芸高田市内の方にしか通報が、いわゆる見ることはできないんですよね。

地元で作業される方とか、そういったところはいいと思うんですが、いわゆる観光とか山歩きで来られた方、こういったところになるとやはりリアルタイムで情報が更新されるような、よくあるのは何て言うんすかね、熊出没マップですか、そういったようなものもやられている自治体もあるようですが、もう少し注意喚起を市民だけでなく全体に広げるような施策があるんじゃないかと思うのですが、この辺のお考えはありませんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 具体的な提案というところで今持ち合わせているものはありませんけど、熊出没マップ、これはどのような規模で、頻度で更新するかというものもありますけども、出没だらけになってるのはちょっとあれなんですけども、そういうそれだけ熊がすることになると逆にむしろしなくてはいけない状況も出てくるんだと思います。現状お太助けフォンのみになっておりますけども、その辺先ほど紹介いただいたような実践をしておられる市町の情報を多分取れると思いますので、そういったところで安芸高田市にマッチするようなものがあれば、取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 あと、先ほどの啓発事業のところで学校の生徒さんと、高宮でということだったんですが、いわゆる一般の方への啓発事業、そういったものとか捕獲従事者に向けた錯誤捕獲、こういったことも必要じゃないかと、これは広島県の計画で言っとるわけですが、こういったことを安芸高田市で計画される必要はないでしょうか、伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 今回は限定的に高宮中学校ということにしましたけども、当然市民の皆さんも送付される機会というのはありますので、その辺どのような形

でやっていくか、一度に多くの方に見てもらえるのが一番理想ですのでそういった方法も、ユーチューブ配信とか、いろんなものを含めて考えていきたいと思います。

あと猟友会との連携、熊レンジャーとの連携については、適宜県の指導なんかも基づきながらやらせてもらってますんでその辺はまた充実をさせていきたいというふうには思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 4番目の質問に入ります。安芸高田市鳥獣被害防止計画の対象鳥獣に熊は含まれておりません。しかし、ツキノワグマの緊急対応時には、捕獲範囲にライフル銃を所持させる場合があるとありますが、その運用方法並びに現状を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。現在熊がイノシシ等の捕獲織に誤って入る策謀捕獲発生した場合には熊レンジャー等が所属していただいている捕獲班員にライフル銃を持って出動を要請をしております。

錯誤捕獲の場合、原則放銃ですが、本市には放銃に適した場所がなく、殺処分をしているのが現状です。このとき範囲半径 200m 以内に人家等が 10 件ない場所では、有害鳥獣の捕獲許可を県から受け殺処分し、それ以上ある場所では、警察の許可を受け警察官が職務執行法第 4 条第 1 項を適用して、殺処分を行っております。このとき警察官の所持している拳銃では殺傷力がなく、捕獲班員が持っているライフル銃での殺処分を実行しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 捕獲班の中で、このライフル銃を所持されている方、これ一体何名ぐらいおられるのかと、もう一つは未取得者に対する所持許可の特別措置は要望により協議する、こういうことがあるんです、これ書いてあるんですが、これ現時点でどれぐらいの要望があるのか、いわゆる何名ぐらいを確保されようとするのか具体的に数字があれば教えていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 ちょっとライフル銃のほうがちよっと持ち合わせてないんで、要望についても特に私のほうで集計をするものがちよっとないんです、申し訳ございませんけれども。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 あれだけ目撃情報が来ると、これは当然その捕獲っていうのが増えてくるんじゃないかと思うので、ぜひライフルを持たれる方っていうのはどういう形になるか分かりませんが、こういう人数の確保が要るんじゃないかと思えますけども、一方で、2017年以降でツキノワグマ捕獲作業中に関連した人身事故が、広島、島根、山口の3県で6人の方が被害に遭われとると。その他に、捕獲以外のところにもけがされていますから合計9人の方が被害に遭われているというのが、これも県の管理計画の中に載っています。

その他に先日も中国新聞でありましたが、12月5日付の熊の駆除、猟友会命がけっていう大きく、見られたかどうか分かりませんが、これも弾が外れた場合人間を襲ってくる可能性もある。命がけだったとこういうようなことは猟友会の方がおっしゃってるんです。そういったところで、これまで捕獲班の方が対応されてきたのはイノシシや鹿だと思んですが、これ全く熊っていうのは対象が変わるわけですね。非常に危険を伴うと。

そういった捕獲のときの保障とか、あるいは手当っていうのはこれはどうなってるのかその辺のところを少し伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 南澤議員さんのほうの一般質問でもございますけれども、熊レンジャーは県のほうで組織されている組織となります。そちらのほうでは県のほうで保険のほうをかけられております。

それとは別に、有害鳥獣の捕獲班の方については、市の組織でございますので市のほうで保険を掛けて対応しておるところでございます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

○児 玉 議 員 あと同僚議員の質問がありますんであれですが、今の県のどういう保険になっとるのか分かりませんが、少なくとも県任せっていうんじゃないくてですね、ぜひやはり当市からもいろいろ要望活動をやっていたきたいと思います。

では次の質問に入ります。5 番有害鳥獣対策としてこれまでは有害鳥獣捕獲班による鹿やイノシシの駆除がありますが、熊による人的被害も考慮すると、令和6年度に作成された安芸高田市鳥獣防止計画に熊に関する項目を加え、今後の取組方針を明確にする必要があると思いますが、御見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。最近の熊に関する報道や本市の目撃情報、目撃などの通報状況を踏まえると議員が言われるように、安芸高田市鳥獣被害

防止計画にツキノワグマに関する項目を設けることは必要であると考えます。

現計画は来年度で計画期間の最終年度を迎えますので次期計画の準備期間となります。次期計画には新たにツキノワグマに関する項目を追加できるよう準備をしていくように担当課のほうに指示を出しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 ちょっともう一度先ほどあったかしらんのですが、この広島県の第5期の計画ですよね。これは安芸高田市は実際にその中に入っとらんか入っとらんのか、分かればちょっと御答弁いただきたいんですが、この計画に入るとなると、安芸高田市のまた有害鳥獣計画のほうに盛り込む内容がちらっと変わってくるのかなと思うんですが、ここら当たり御判断はどうでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 熊の分布エリアというのがありまして、先ほどもちょっと説明させていただいたんですけども、山口県から島根県に入って、そのエリアに入っておりますので計画の中に入っておると考えております。ただし、くくりわなの禁止のエリアというのは、安芸高田市は入っておりません。安芸太田町とか北広島町の一部とかそういうところがくくりわなの禁止エリアということで指定をあいてあるんですけど、安芸高田市のほうではくくりわなについては禁止区域はないというような状況になっております。

以上です。

○石 飛 議 長 児玉議員。

○児 玉 議 員 第5期の基本的な考え方っていうのが、ゾーニング管理っていう考え方を入れられてるんですよ。いわゆる各ゾーンを設ける、先ほど山根議員の質問にもありましたけども、いわゆるあのエリアを設けるっていうんですかね保護地域、緩衝地帯、防除地帯、排除地域こういった概念で個体群管理を行うと。そういった中で被害防止対策や生息地管理の各施策を実施していくということになりますから、第5期に従ってやるということになると、安芸高田市の計画にもこういうものを入れていく必要が出てくると。ただし、広島県はこのゾーニング管理の考え方がまだ県内で十分浸透しとらんと。ゾーニング管理の導入、管理概念の導入がすみ分け強化につながるのかまだ今もモニタリング中だというのが県の判断なんです。

あくまでも目的っていうか今の目先っていうのは、人的被害をいかに防ぐかということになるんですが、目指す方向はやはり熊とのすみ分けということになるんだろうと思います。

そういったところを考えると、しっかりと当市の方向性を出していくと、これは当然県との協議も必要があるだろうと思うんですが、そういったところで、ぜひ見直しのほうは、この5期の計画と合わせた形でどう取り入れていくか、そこはしっかりと県議県と協議をしながら、進めていただきたいと思います。

それからあと熊に関してこれだけ騒がれてますから、いろいろな団体が関係大団体が情報発信されていますので、少し紹介しますと、NPO法人ツキノワグマ研究会の見解では、東北地方で今年多い理由として、東北地方は熊のエサとなるブナが中心で、中部地方から西はナラ、ブナは全国的に凶作だが、ナラは地域によってばらつきがあり、必ずしも凶作ということはないと。つまりブナとナラの分布の違いによって、東北で突出した被害増となっていると。ゆえに秋田県知事は、秋田県民以外にも明日は我が身だと思ってくださいよということを発信されてます。

また先日のたまたま日経新聞見とったらあったんですが、これの中にも森林総合研究所東北支所の見解では、2026年は東日本より西日本の熊の出没頻度が増えるとみと見ておられると。木の実が西日本を中心に2026年は凶作になる見込みだということを言われておるんです。

それから京都や広島の観光地にも出没する可能性は十分にあり、広島県観光連盟は熊を恐れて旅行が控える状況も出てくるんじゃないかと。こういうことも言われております。自治体と密に連携し、必要な情報を発信していくというのが広島県観光連盟ですね。

なかなかこうなると、安芸高田市では今大丈夫だという感覚になるんですが、転ばぬ先のつえ、備えあれば憂いなし、用心には網を張れと先人が非常にこういう言葉を残してくれとるんですね。人命に関わることでですから慎重に遅れることがないように事前に計画をしっかりとやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから次、6番目に入ります。東北地方の人的被害の状況から、2025年9月より鳥獣保護管理法が改正され、人の生活圏で熊が危険を及ぼすおそれのあるときは、例外的な手段ですが、緊急銃猟が条件付きで可能となる制度がスタートしております。当市における今後の活用の必要性を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。緊急銃猟については、人の日常生活圏内に出没する異常行動を取る個体に対して、バックストップなどの安全面を最大限考慮した中で市長の権限で銃による殺処分ができるものとなり、一つの選択肢が増えたものとなっております。

現在県のほうでガイドラインの案を作成しており、12月に市町に配布して意見徴収を行い、2月を目途に了としてのガイドラインを定めるように計画されていると聞いております。

市としましてはガイドラインを参考に緊急銃猟の対応方法について確立をしていきたいと考えています。

今後の活用の必要性は有害鳥獣捕獲許可による対応や警察官職務執行法第4条第1項の適用ができない場合場合に緊急銃猟での対応が必要なものも想定をされます。

現在、市のガイドラインについてはありませんけども、国のガイドラインを元にしたウェブ研修も受けていますので、急遽緊急銃猟での対応が必要になった場合、ガイドラインを参考に対応していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 警察官職務執行法ですね、今からこれをこの役割を市長が判断されるということになりますから、しっかりとマニュアル整備して、あるいは訓練も必要だと思うんですね。兵庫県なんかはもう実際にやられたのがこの前何かの記事によりましたけども、兵庫県、豊岡市、それから姫路市なんかもう、こういうマニュアルを整備してきておるということですから、しっかりとそこは県のがガイドラインを参考にということですが、しっかりと作っていただきたいと思います。

それから先ほどありましたけども、錯誤捕獲防止に努めると県の方向があるのですが、市長おっしゃったように放銃なんですよ、これ。原則放銃、先ほどおっしゃったように原則放銃なんです。原則放銃、今までこれ安芸高田市でどれぐらいあったのか件数があれば伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 私の知る限りでは、放銃はないというふうに思っております。放銃できる放銃基準がございまして、海拔600m以上の森林であるとか、ブナ、ミズナラと栗等広葉樹が大部分を占める森林、また、森林所有者が、国県、市町である森林であること、人家からおおむね2キロメートル以上離れた森林とか、かなり条件が厳しいということもあって、放銃は、現在はしておりません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 そうすると、安芸高田市では放銃はあり得ないという認識でいいんじゃないかと思うんですが、そういう理解でおります。

7 番目の質問に入ります。有害鳥獣捕獲班の人員の減少および高齢化は以前より課題となっておりますが、今後の捕獲班の維持に向けた取組を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。捕獲範囲は各町約20人程度とさせていただいております。約10年前は108人で現在は109人とほぼ同じです。
平均年齢は約10年前は64歳2か月でしたけども、現在は67歳となっており、約3歳年齢が上がっています。
また旧町ごとに比較すると平均年齢の低い地区は甲田地区となり、高いのは八千代地区となっております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 人数のほうはさほど変化がないということでしたけども、平均年齢が上がるとということは最終的にはやはり将来は今の方が減ってくると、高齢になられてということになるんじゃないかと思うんですが、安芸高田市でも猟銃後継者育成事業やられますし、県のほうも捕獲技術者育成アカデミーとか、こういうものを開催されておるようですが、年々高齢化していくという中で、捕獲班の人数の維持が可能なのかどうか、そこらの御判断というのは今の時点でどういう判断されているのか伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 猟友会の方の高齢化というのは本当に大きな問題だと思います。今日も議員さんの中にも傍聴席の中にも猟友会の方いらっしゃいますけども恐らく年齢が高くなっているのは大きな課題として捉えておられると思います。そういった中でどうしたら猟友会の方、捕獲していただく方がね増えるかということですけども、その辺はやはり啓発、あるいは現在頑張っておられる猟友会の方が地道な声かけをしてもらうなりすることによっても多少は若い人が入ってくることもあると思いますし、また熊が増えてきている状況の中で、猟友会に対する理解といいますか必要性というの、また思われる市民の方も増えられて、その中でチャレンジしてみようということも増えてくるかとも思いますので、その辺は猟友会としっかり連携しながら情報発信等もしながら増やしていくということを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 猟友会っていうのは、あくまでも趣味でやられてる団体が基本だろうと思うのですが、そういったことで考えますと高齢化してやはり減少していく。そうすると今の国会でもいろいろ議論がありますけれども、大型危険獣への対応、これを行うとなるとやはり公務員ハンター、こうい

うことが議論されておるんですよね。

2025 年 11 月の環境省および政府の閣僚会議で、ガバメントハンターの確保育成を明記した新しい熊被害対策パッケージ、こういうものが採択されてます。これは銃器の扱いや危険対応に慣れた人材を自治体の公務員ハンターとして活用できるというものです。

迅速に対応できること、それから責任がもう行政に明確になるということ、あるいは個体数を今から管理やっいていこうと思えばこれも行政の仕事になりますから、そういったところを考えますとこれある程度やっぱり考えていく必要があるんじゃないかと思うのですが、今の御見解で結構ですので、市長のお考えを伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 公務員ハンターについては取り組んでおられる市町もあるように聞いております。ただこれ強制することでもないと思いますので、しっかりとその職員が理解をしてやってみようという職員が生まれれば、それはしっかりと後押しをする必要があると思いますし、それに向けての啓発というのは当然ししていくべきだというふうに思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 結局のところ、ずっといろいろ議論させていただきましたが、今の広島県の個体群管理です、こういったものはいわゆる中山間地の責了部っていうんですか中心部っていうんですか、山間に関して、いわゆる安定的に存続を図るっていうのが県の計画なんですよ。

現状の分布域を拡大させないということをおっしゃるんですが、廃獣地域を中心に被害防止を目的とした捕獲を実施するとありますけども、やはり捕獲班が高齢化してって、いわゆる人数が減っていくんじゃないかとそういうようなうえでこの管理計画が立てられとるんかと県の。

鹿のときも同様ですよ。分布を広げないという形でスタートをして、結果的に分布が広がっていったと。

今回も、いわゆる捕獲される方の年齢が上がってて捕獲頭数が確保できるんかも微妙なんですけど、そこらの県の進め方と我々が思ってる部分のずれがあるんじゃないかと思うのですが、この辺市長御見解いかがですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 直接県のほうに確認を取ってないので、どういった思いで、どういう方向で制定しているか、これは臆測の世界でものを言うというのはよろしくないと思うんですけども、十分にそういう今度安芸高田市では制定をしていくつもりですので、市においてはそういったところをしっかりと考慮した計画を立てていきたいというふうには思います。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
児玉議員。

○児 玉 議 員 熊に関しては国もですね積極的に対策に乗り出しておりますし、恐らく県もこの管理計画が見直されるんじゃないかと思うのですが、そういった中でこの箱わな、あるいは先ほど申しましたガバメントハンターです、ガバメントですから国のほうがこれは責任を持たれるあれかなと思っておるんですが、そういったところやあるいは先ほどのゾーニング管理で緩衝体、こういったところは非常に費用がかかるわけですが、これ安芸高田市の医師会の趣旨の昨年度の補助金が2024年度有害所鳥獣対策に関する推進事業費527万、それから整備事業は1,400万。2,000万ぐらい出てるんですが、先ほど言ったような熊対策の費用っていうのはこれは当然、国や県から持って帰られるべき私は予算なり補助金だと思ってるんですが、その辺市長御見解があればお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。おっしゃるとおり人的被害を防ぐための対策費として何かそういった補助制度とか持って帰るものがあるかというのはちょっと今持ち合わせてませんけども、担当のほうでちょっと調べさせて、取れるものがあれば持ってかえっていきたいと思います。

今行っているいろんな鳥獣害対策はあくまでイノシシとか鹿、水稻とか農産物を守るという意味あるところが多いで事業です。

熊についても人的な被害に対しての補助というか、施策になってくると思いますので、その辺はしっかりとそういった有利なものがあるかどうか含めて検討をしていきたいと思います。

○石 飛 議 長 児玉議員。

○児 玉 議 員 いまいちすっきりしなかったもので、眠れなさそうなのでもう1回、ぜひ持って帰ると、こういうのは絶対持って帰らないかんと思うんですよね。項目を作っても国なり県なりに持ってって言うことをもってもうちょっといろいろな自治体が私は危機感を持って要求していくべきだと思ってるんです。そういった声が上がっていかないとなかなか本気にならないと。ぜひそこでもう一度市長、ちょっと意気込みとか心強いお言葉をいただきたいんですが、お願いします。

伺って最後の質問にします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 しっかり寝てもらえるような回答ができるかどうかあれなんですけども、いずれにせよ多分今まだそういった具体的なものは無いと思います。制度的に。

そういったものを作っても持ってかえれということですので、幸いに広島県は市長会とかあります。そういった中でもそういう議論する場

面が来週ありますので、そこで提案させてもらって、単体で動くよりまた大きな動きをしたほうが強いというのもありますので、それプラス、来年度の要望事項にはその辺を入れて環境省等には要望いきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

児玉議員。

○児 玉 議 員 以上で私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で児玉議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

6 番 南澤議員。

○南 澤 議 員 6番、南澤克彦です。

通告に基づきまして、大枠2点。先ほど来と同僚議員の質問とかぶる部分もあるんですけども、私なりの視点で質疑をしていきたいと思いません、質問をしていきたいと思いません。

まず第一点目、森林との付き合い方についてお伺いします。安芸高田市は森林の面積は地域の約8割、79%を占め、その構成は天然林が7割、人工林が3割であります。

これは、当市における立地上の特性であり、この特性を有効活用していければ、地の利を生かすことになり、逆にうまく付き合い方が、うまい付き合い方ができなければ、土砂災害、獣害、倒木による交通障害や河川、建物の損壊などのリスクとなり、財政面でもコストになり得るところと認識しております。

その対応として市は安芸高田市森林整備計画で林業者による生業に関するものを規定し、安芸高田市ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱で市民の関わり方について施策展開をしているという認識を持っています。

当市の地の利を生かすため、市民の森林利用をさらに促進していくための仕組みを行政として整備していく必要があると考え、以下質問を行います。

1 点目、かつて当市のような中山間地域は、主な熱源として、薪や炭を利用していました。

高度経済成長期に電気、ガス、石油に変わり、山の中で暮らす優位性が徐々に失われていったというふうに認識しています。

薪や炭を使えば、地域の中で経済活動、経済循環が起きますが、化石燃料を使えば、それは輸入依存のものであり、地域の中で生み出された富が、その化石燃料を買うために出ていってしまう、流出してしまうという構造を持っていると考えています。

また、輸入資源であるために、為替の影響を受けたり、物価高などで外部要因による影響を直接受ける構造となっていると考えています。

さらに、地球温暖化の文脈で言えば、薪や炭を使うのはいわゆる木質バイオマスと言われ、カーボンニュートラルつまり地球に対してCO₂の負荷をあまりかけないという考え方になるというふうに思います、

つまり、環境面で化石燃料を使うよりも優位であるということは、世界レベルで認められていることであります。

そこで、熱源として、薪利用を推進する姿勢を行政として示すべきではないかと考えます。

そのために、まずは需要サイドを使う側を強化する必要があるのではないかと考えます。

具体的に申せば、薪ストーブや五右衛門風呂、いずれもこれは市内にその製造する業者が、事業者があります。こういったものの導入について、補助制度を整えてはどうかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○石 飛 議 長 ただいまの御質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどの南澤議員の質問にお答えいたします本市では第2次環境基本計画において低炭素社会構築のため、再生可能エネルギーの推進を個別目標として掲げ市民事業者の取組として、間伐材等を活用し木質バイオマスと燃料として利用する農業用ボイラーの普及や、温浴施設ボイラーにおいて、木質バイオマスボイラーへの転換を促しております。

現在策定中の地球温暖化対策実行計画区域施策編においても、部も分野横断的な施策として、二酸化炭素の森林吸収源対策を盛り込むことと考えております。

よって地球温暖化計画地域区域施策編の実施計画策定過程において、実施の先ほど言われた補助制度等の実施の可否を検討していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

○南 澤 議 員 今の答弁は前向きなようで、可否の検討をするということではおっしゃってない。検討するというふうにおっしゃってくださったというふうに認識をするんですけれども、まず今現行の安芸高田市の環境基本計画においては、先ほど市長がお話しされた市民・事業者の取組としてまきストーブの活用をしましょうと。まき資源を活用するネットワークを推進しましょうというふうにあります。

その一方で、市は何をするのかというと、木材の需要拡大を推進していくため、公共建築物や公共事業への木材利用を進めるほか、この後、木質バイオマスエネルギー需要の創出に取り組まますと書いてあります。この取り組みます。では、具体的にどういったことを考えてますか。お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 おっしゃるとおり、現在具体的なものまで踏み込んだところまでがありません。そういった中で、今回次期計画を策定している中で、積極的にこの市ができるものをその中の過程で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石飛議長 以上で、答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 これから私の具体的な提案については可否の判断ということで、いずれにしても木質バイオマスエネルギーの需要創出に取り組むということで理解してよろしいのでしょうか。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 まず、1つの選択肢として私の提案は受け止めていただきながら、全体としては木質バイオマスのエネルギー需要創出に取り組まれるという御答弁をいただきました。

安心はするんですが、ただちょっともう少し深掘っていききたいなというふうに思うんです。2014年、今から11年前なんですけれども、この冬季に安芸高田市再生エネルギー導入ビジョンというものが創設されています。こちらの27ページに、家庭用・事業用ストーブの普及また木質バイオマス利用を推進し、まずエネルギー需要の基盤をつくっていくことが求められているという見解が示されていて、そういう木質バイオマス設備の普及を図りますというふうにこの計画の中でもうたっているんです。

ところがこの間、需要促進とか利用促進、設備の導入普及に市が事業を行っていたかと言われると、私のほうではそういった認識、形跡が見えないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この認識で合ってますでしょうか。確認したいと思います。

○石飛議長 藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

私もそういった点については、安芸高田市は後れを取っているという現状にあると思います。そういった意味からも、今回策定中の地球温暖化対策実行計画、これもそういった遅れを取り戻す第一歩ということで今早急に取り組むように、この2月ですかね。皆さんのほうにお示しできるようにしたいと思いますけども、そういった取組に取り組んでいるという状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今市長がおっしゃった地球温暖化対策の地域域内、地域別の対策についてなんですけれども、今ちょうどパブリックコメントを募集してる最中というふうに認識をしております。この中に、バイオマスに関する言及というのはほとんどないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺り私の認識で合ってるかどうかというところをちょっといま一度確認したいと思います。

○石 飛 議 長 内藤市民部長。

○内藤市民部長 現在、地球温暖化計画区域施策編ですけれども、こちらについて議員おっしゃるようにパブリックコメントを出させていただいております。計画の中で、具体的にバイオマスという文言は具体的な施策として取組の中身では入れておりませんが、施策的には森林吸収源対策という中になるというふうに考えておりまして、健全な森林の整備というような施策をもって実行していきたいというふうに、そういった中身を盛り込みさせていただいております。

先ほど、市長も答弁しましたが、今後策定いたします実施計画等々におきまして、より具体的な中身は盛り込んでいけるものというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 区域計画の中では現行でいきたいなと思ってるけれども、実施計画の中でその辺りを深掘っていききたいというような話かなというふうに受け止めたんですが、区域計画の中にもう少しバイオマスのことを盛り込むお考えはありますでしょうか。もともとの計画に入っていないことを実行しないんじゃないかなというふうに懸念をしてまして、その辺りを一度確認しておきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 あくまでも区域計画の中に入れていきますのは、どの項目につきましても具体的な施策レベルのものについて今まとめをさせていただいております。よって、具体的な実施内容、具体的なお話、取り組む中身につきましては、先ほどの繰り返しになりますけど今後策定いたします実施計画、この中で盛り込みをさせていただきたいと思っておりますので、具体的な対策または施策、その辺りの盛り込みで今進めさせていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 南澤議員。

○南 澤 議 員 計画の中に具体的な政策ではなく、こういう方向性ビジョンということで、やはり木質バイオマスを利用促進していくと。山の豊富にある森林資源を活用していくという内容の文言、方向性があるべきかなというふうに思うんですけども、その部分が弱いんじゃないかという指摘をしています。弱いという認識でまず合ってるかどうか。その辺りをちょっと確認しておきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
内藤市民部長。

○内藤市民部長 今回の地球温暖化計画ですけれども、様々な農林水産業とか運輸部門とか、様々な施策の中で協力し、いろんな具体的な施策を展開し二酸化炭素をやっていきましょうという中であります。具体的な今の森林整備に係るところを炭素吸収源対策ということで、炭素循環をしていこうというところになりますけれども、一方で、市の環境基本計画がなくなるわけでもありませんし、またその中でも、先ほど議員触れていただいた対策というのも進めていくこと自体は方向性として出ております。

来年度、この地球温暖化計画区域施策編を策定した後になりますけれども、もう既に今後環境基本計画策定が第2次計画ができて5年間たっておりますので、見直し、改訂を考えております。そういった中で、より具体的なバイオマスについてはさらに盛り込みが可能となってまいりますので、この辺の整合性を取りながら進めていければというふうには考えます。

以上です。

○石 飛 議 長 南澤議員。

○南 澤 議 員 先ほど紹介しました、2014年の11年前の安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョンの中で、再生可能エネルギーの可採量、採れる量ですね。及び活用可能性のまとめというのが36ページに行われていまして、この中でバイオマス熱利用、あるいは燃料製造というのは、活用可能性の評価としてはA、B、Cあるうちの最上位Aに位置づけられています。C O₂換算とか原油換算というのはその表の中にあるんですけども、ほかの太陽光発電とか廃食油、食事をつくるときに出てくる廃油を使ったB D Fという燃料製造と同等で、一番よい評価を得ているもので、C O₂換算量で言えば一番効果が期待できるものというふうに見てとれます。

当時そういうふうにまとめられている方向性というのは、まさにそのとおりだと思いますので、これを引き続き次の計画にも盛り込んでいただいて、ぜひ真の利用が進むように取り計らっていただきたいなというふうに思います。

続いて、次の質問に移ります。

温浴施設にてバイオマスボイラーを活用し、安定した需要をつくり出している地域も数多くあります。例えば、現在ボイラーが故障しているエコミュージアム川根などでも導入が十分検討する価値があるのではな

いかなというふうに考えます。市長の見解をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 バイオマスボイラーを温浴施設で導入するという考えですけども、具体的にエコミュージアム川根ということを御紹介いただきました。

現在、お風呂のほうができてないということになっておりますけども、これもメンテナンス、いろんなランニングコストいろいろ課題がありますけども、今回環境の計画をします。その後に、今度はまたカーボンニュートラル宣言をしたりとか、その中で脱炭素推進交付金とかいろんな制度がありますんで、そういった交付金・補助金を利用して、エコミュージアムも含めて温浴施設というのは湯治村もありますし、湯の森もありますんで、そういった一帯の中でどのように整備していくかというのを、まずは川根のエコミュージアム川根を取っかかりにやってみて、その運用形態を見ながら広げていくということも1つの考えでしょうし、そういった意味で十分に検討していく余地のあるものだと思っておりますし、当然流れに乗っていく以上バイオマスボイラーについてはやっていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 前向きに検討いただけるということで、期待をしております。

続いて(3)、先ほどは需要のほうで使うほう方を申し上げましたが、つくり出すほう。供給サイドについては、安芸高田市ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱で、費用面での支援は現在あるというふうに認識をしております。一方で、課題としてはあそこにある木を切りたいなというふうに使う側が思っても、森林を所有されてる方が切っていいよというふうに言ってくれなければ作業ができないわけで、森林所有者と森林を活用したい市民とのマッチングが一番の課題ではないかなというふうに考えてます。

三重県志摩市では、森林バンク制度というものを設立し、行政がその中間に入り支援を行っております。こういった形で、森林資源を使いたい市民と森林を持て余してるというか、ちょっと管理が手に負えないなというふうに思っている市民のマッチングを行うことが、どうしても必要であるというふうに考えるんですけども、その辺りについて市長の所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本市としましては、まず経済林である人工林のマッチングを進めていきたいと考えております。森林経営管理制度を推進します。

森林バンク制度については、天然林が対象となると思いますが、本市

の山林の約6割の面積が地籍調査の未了となっております。所有者と活用希望者とのマッチングを行うには、境界が確定していることが条件になることや、まきや炭等の原木確保等、材の利用についても利用者が限定的であるため、森林バンクの創設は今はちょっと難しいかなという考えています。天然林の整備については、森林経営管理制度に巻き込む形で整備や広島のもりづくり事業を進めていきたいと考えております。

そして、先ほど紹介いただきました三重県の志摩市、どういったことをされているのかなということで担当のほうから聞き取りをしてもらいましたけども、今登録のほうは12件の2.5ヘクタール。マッチングの実績についてはゼロ件というふうなことを聞いております。今後は、森林計画制度にスライドすることも検討しているというようなことも聞いておりますので、そういったことも含めて安芸高田市でもどういったのが一番マッチングしとるかということで考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今おっしゃった森林経営計画は、人工林が対象かなというふうに思うんですけども、これを広葉樹とか自然林に広げていくという答弁というふうに理解してよろしいのでしょうか。ちょっとその辺り確認させてください。

○石 飛 議 長 小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 先ほどの答弁ですけれども、まず人工林、経済林である人工林を進めていくという形。それに隣接しておるとか、例えばその中に広葉樹、天然林がある場合はそれも含めてやっていきますけれども、まずは人工林を進めていくという考えでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 南澤議員。

○南 澤 議 員 ということは、あまり前向きに考えてないというような感じで受け取ってよいのかなというふうに。そういうことではないですかね。

すみません、ということはちょっと施業したいという、施業までいかないですね。利用したいという市民の方がいて、特にそういった需要というのは山奥ではなくて、割とアクセスが容易な道から近いところ。林道から近いところで、割と道にかかってきていずれ影切りが必要じゃないかというようなところで、そういったところの木を切らなきゃいけないし、切ったらまきとしても利用できるから私たちやってみたらどうだろうかというようなことを考えてる方っていうのはいらっしゃいます、実際に。

そういったところで、ただ誰の土地なのかというところからスタートして、許可を得ていく間の手続が、なかなかこれは自分たちで調査して

連絡を取ってというのは難しいと思うので、そういったものがあつたらいいんではないかなというふうに思っています。

これは次のところにも関連するので、次の質問に移りながら引き続き聞いていきたいと思います。

まず(4)です。山々を見渡すと、松枯れやナラ枯れが増えており、雨の降り方も昨今激しくなっており、豪雨災害が頻発しているのは皆さん御承知のとおりだと思います。そういった中で、道路への倒木もよく目にするようになりまして、建設部のほうに倒木の発生件数を伺ったところ、2022年から2024年までを調査していただいたところ、2024年はこれまでの3倍ぐらいの倒木の処理をされているということが分かりました。

今のところ幸い倒木が直接車に直撃したというような事態は起きていないと思うんですけども、仮にそういった事故が発生したとすると、その責任はどこに帰することになりますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

倒木による事故の責任については、事故の発生状況など複数の要因により判断されます。基本的には、民法に基づき所有者が被害者に対して瑕疵があることによって損害が生じたときは、損害賠償責任を負う可能性があります。道路管理者としては点検管理義務があるため、通行の安全確保など適切な措置を行う必要があると認識をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 おっしゃるとおり所有者にも責任があるし、管理者にも当然その責任があると。ということは、協力してそういったことがないようにしていかないといけないという状況であります。

続きまして(5)、状況に応じて森林所有者、道路管理者ともに責任が問われる可能性は否めません。しかしながら、森林の所有者においては、責任が及ぶ可能性があるという認識を持っている方は少ないのではないかなというふうに懸念をします。その辺りについて、市の認識をお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 道路管理者として、通行の安全を確保するための適正な維持管理を実施してまいります。引き続き、また、事故を未然に防ぐため、森林所有者に対しても先ほどおっしゃったように適正な管理をお願いする必要があると考えております。

そういった意味で、今後分かりやすい啓発を行うということを先ほど

大下議員の回答でも説明させてもらいましたけども、いろんな市町がそういった周知活動用の啓発のものを持ってますんで、それでちょっといいのがありましたんで、今回はもう広報が刷り上がってますので、刷り上がるというか原稿が出来上がったので、次の分でもそういった図面で分かりやすいのがありますんで、啓発するために広報に掲載をしたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 同じ認識を持ってくださっていて対応してくださることなので、次の広報楽しみにしております。

続きまして6番です。

森林の所有者に対して認識の共有を図るというのは、今答弁いただきました。同時に、御自身で本来は責任を持って管理しなければいけないところだと思うんですけども、森林所有者が道路際の木を管理するとかいうことが難しいような状況というのは、現在実際そうなんではないかな。ほとんどのところでそうなんではないかなとお見受けします。

そこで、先ほどの話の続きになるんですけども、森林の整備をしたい。あるいは木材、バイオマス、まき等の資源が欲しいという方のマッチングを考えて、課題解決につなげるべきではないかなというふうに考えるんですけども、この辺りちょっと先ほどの答弁も含めて見解というか、見通し、所見、考えをお伺いできればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 安全対策については、本来は先ほどの繰り返しになりますけど、森林所有者を検索して、伐採等対応を求めるのが本来ですけども、中には境界が明確化されていない地域もあり、森林所有者の特定ができないという危険木もあります。これらの危険木に対する事前対応として、建設課管理の指導及び農林水産課が管理する農林道ですね。農道については、支障木伐採費の予算の計上をし、市のほうで行っております。

それに合わせて、ひろしまの森づくり事業の里山林整備事業においても、地域団体から施業の要望範囲内にある危険木のせんぼく伐採を行っていますので、これらの事業の組合せにより通行車両や市民の安全確保に努めたいと考えております。

先ほどありましたマッチングの部分について、森林バンク制度については、引き続きちょっと検討の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 資料に関しては、伐木を市のほうで行ってくださるというような答弁

だったかなというふうに今受け止めたんですけれども、そうしたときに出てきた木、切った木が、市が行っても事業者をお願いして、事業者が切った木というのは産業廃棄物になってしまうのかなというふうに思うんですけれども、こういったものを利用されたい方に情報を発信して、使いたい方が取りに来られて持って帰ってもらうというような仕組みがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺りについて見解をお伺いできればと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 危険木ですので、あまり大きな面積での広範囲にわたっての伐採にはならないと思います。1本、2本、そのようなレベルの木でしょうし、松枯れの木かもしれませんし。そういった意味で、それが再利用できる木なんかという課題もありますし、そういったところでそれを希望される方、それをうまく循環できれば一番いいんでしょうけども、そこは本当にうまく回るかというのは今即答はできませんけども、そういったシステムができるのであるか、それともやっているところがあればそういったものをちょっと参考にはぜひさせていただきたいというふうなところで、今日は答弁させていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今多治比川の改良工事してまして、その関連で桜の木が植わってるところの桜の木を伐木しまして、地域の振興会を通じてですけれども、木々が出てきたのでこれを再利用できないかということで、まさにまきストーブとかを使ってる方々でその桜の木を大分持って帰ったというような事例もあります。それによって、やっぱり廃棄物となるものが運搬もコストも含めてかなり軽減したんじゃないかなというふうに思いますので、こういった事例も参考にしながら、ぜひうまく活用できる方法を一緒に考えていければなど。つくっていければなどというふうに思いますので、いま一度こういったものがあるんだということをお伝えした上で、見解を伺えたらと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 危険木の伐採については、業者のほうに一連のものとして発注しますんで、その部分で運搬がどうなるかというのはちょっといろいろ複雑なものがあると思いますんで、その辺のところは、先ほどの例も聞きながら、担当課のほうともちょっと話はしてみたいというふうに思っております。この場での回答というか、正式な回答ということにはちょっとなりませんけども、検討はしてみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 では、次の質問に入りたいと思います。

○石 飛 議 長 質問の途中ですが、1時間以上経過しましたので、ここで換気のため
16時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時47分 休憩

午後 4時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、一般質問を行います。
引き続き、一般質問をお願いいたします。
南澤議員。

○南 澤 議 員 それでは、引き続き質問いたします。
大柰2番、クマレンジャーの補償についてということで、先ほど来、
児玉議員の質疑の中にありましたが、熊対応に関連して質問していきたい
と思います。

熊出没被害に関する報道が連日行われ、当市でも目撃情報が増えてお
ります。その対応を猟友会に依頼することも多くあると思うんですが、
鹿、イノシシと比較してもその危険性は大変高いものだと思います。先
ほどの答弁にもありましたが、被害が農作物から人的被害へ移ってきて
いると。まさにそのとおりだというふうに思います。

そこでお伺いいたします。①クマレンジャーに対する保険の内容をお
伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
クマレンジャーについては、市が県に推薦を行い、県が組織する団体
となります。その上で、熊レンジャーに対する保険の保障内容について
は、死亡保険金として500万円、入院保険金日額2,500円、通院保険金日
額1,250円、治療費用100万円となっています。賠償責任保険として対人
5,000万円、対物2,000万円となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南 澤 議 員 おっしゃるとおり県の事業というふうになりはするんですけれども、
安芸高田市内で熊が目撃されて対応するときに、クマレンジャーに出動
を要請するのはどこですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 安芸高田市が要請をいたします。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ということで県の事業なんですけれども、市の要請で動くというのが現状、実態だというふうに思います。

クマレンジャーそのものは、捕獲することを主としてはおらず、見回りあるいは追い払いが主な任務だというふうに認識しておりますが、まずこの認識について確認しておきたいと思います。この認識で合ってますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 その認識です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 見回りと追い払いなんですけれども、その際に銃をクマレンジャーが携行するか否か。この判断というのは、誰がすればよいのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 銃の携行の有無については、市のほうで判断をします。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 市のほうで銃の携行の判断をしてくださると。持っていくか持っていないか。

ただ、仮に持っていったとして、発砲してよいかどうか。これは、基本的には特に山の中であって、自分が銃を持ってる人がいるところから半径200メートル以内に家が10軒なければ、これは発砲できるというふうな認識でおるんですけれども、猟としては。狩猟であれば発砲していいという法律上の許可があると思うんですが、そんなところで追い払いあるいは見守りをする事っていうのはあまり少なくて、人的被害があり得るから見回りの要請があり追い払いの要請があるんだと思います。となると、銃を持っていたとて、発砲は許可が出ない限りは発砲できないというふうに思うんですけれども、その認識で合ってますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 発砲ですけれども、まず熊が出た場合、錯誤捕獲であれば当然県の許可を得て有害鳥獣の法律の下、駆除をしていくという形になると思います。また、町なかで町づくりが10軒以上あるところとか、また日暮れの場合については、今であれば職務執行法第4条第1項のほうで対応しているというふうに思います。

それ以外、また山のほうに入られた場合に突然熊に襲われたという場合があります。その場合については、刑法の中で自分の身を守るという形で罰せられない可能性があるという形で、そちらの刑法を使っ

て対応している。自己判断で対応しているというふうに認識しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 今の刑法のは正当防衛のことなのかなというふうに思うんですけども、それは山の中でというような前提があったと思います。

町なかで人的被害があるからということで、人家の多いところで撃つことはできないというふうな、4条の許可とか出れば別ですけども、それ以外では銃を持っていったとしても基本的には撃てないというふうな認識でよいのではないかなと思うんですが、その認識で合ってますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 今、刑法の部分が非常に難しいんですけども、認識は間違っていないと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 何が言いたいかっていうと、身を守る手段っていうのは、銃を持っていったとしてもなかなか何ていうんですか、限定されるということが言えると思います。

とはいえ、業務というか市から要請を受けて出動するわけですけども、襲われる可能性は全くはないわけで、先ほどの有害捕獲の許可が出たときも当市では放獣ができない状況にあり、やむなく殺処分をすることになると思うんですが、そこで銃を持って猟師が近づいていってとどめを刺すことになるんですけども、熊に限らず鹿でもそうですが、子どもや親がわなにかかっている、その周りで親ないしは子その様子を見守っているわけで、私たちが箱わなに入った鹿を仕留めるときも、やっぱり近くに鹿親がいたりするのが日常です。そういった中で、対象となる個体はおりに入っていても、逆襲というか襲撃を受ける可能性はあるというのが現状です。

クマレンジャーは見守り、殺処分するのは有害だということなんですけど、有害のほうの保障内容というのはどのようになっていますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市では、有害鳥獣捕獲員に対して保険加入をしております。保障内容については、死亡保険金1,000万円、後遺症障害保険金上限1,000万円、入院保険金日額5,000円、通院保険金日額2,500円、賠償責任保険として対人・対物ともに1億円です。有害鳥獣保護員への保障内容に比べて、

クマレンジャーへの保障は低いという認識です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 クマレンジャーで出動する場合と、有害捕獲という身分で対応する場合とあるかと思うんですけれども、ちょっと先ほど同僚議員の質疑の中で報酬についても質疑があって、そこを後ほど私の質疑の中でという話があったので、合わせてその辺りもお聞きしたいと思います。

クマレンジャーの報酬、有害捕獲で出たときの。あれは自治体ってことになるんだと思うんですけれども、有害捕獲の捕獲班としては特に保障ありませんので、被害対策実施隊として出たときの報酬になるかと思うんですが、その辺りをお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 クマレンジャーでございますけれども、日額が1万4,000円となっております。半日として7,000円です。実施隊がちょっとあれなんですけれども、1,400すみません。ちょっと申し訳ないです。

○石 飛 議 長 よろしいですか。

答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 通告しておらず申し訳ありませんでした。

実施隊は2時間以内が2,000円、4時間以内が4,000円、1日仕事で8,000円というのが現状です。報酬の多寡は、今はもう決まってるものであれなんですけれども、例えば鹿にしても、雄は大きい鹿なんかだと重量で、山に入って目の前に現れて撃って当たったとしても、平気で30メートル、40メートルそのまま走って行って、やっとその先でヨタヨタ歩くぐらいの生命力の強さが実際あります。

有害捕獲ということで、熊がおりに入ってる時にその周りにいる箱わなに入っていない熊がもし襲撃をしてきたときに、銃を持っていたとしても仮に当たったとしても、うまく当たればその場で倒れることもあると思うんですけれども、当たったとしても当たりどころによってはこちらに危害が及ぶことというのは考え得ると思うんですね。

つまり何が言いたいかというと、かなり危険な作業であると。にもかかわらず、その作業でもし自信が亡くなった場合、レンジャーとか隊員、捕獲に携わる人が亡くなった場合に、死亡保険がクマレンジャーだったら500万円。有害で切り替わったとしても1,000万円。これはなかなか厳しいんじゃないかなと正直思ってます。

自分自身が、この間実際現場のほうも小櫻部長も御同行してくださいましたけども、行ったときにこれで自分がもし亡くなったときに、残された家族ってどうなんだろうと思ったときに、これはなかなか厳しい。

500万だったら1年間ぐらいですよ。生活できて。こういった状況があるっていうのは、実際自分が出動して初めていろいろ調べるようになって分かったんですけども、この状況、この保険内容について次の質問です。

私としては、ちょっとなかなか命をかけて現場に行くに当たって、行くのは使命感だったり自分たちの猟師としての誇りで行ってくださると思うんですけども、それ相応の危険があるのであれば、行ってもし何かあったら骨拾ってくれよというふうに思うのが本音でございます。

つまり、なかなかこの保障内容って厳しいなと思うんですけども、その辺りについて行政としてどのような見解をお持ちか、所見を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 この質問を受けて、実は県のほうにも問合せをさせていただきました。今の捕獲班に比べて、クマレンジャーのほうは半額。今2,500円とかいうような話でございました。方向性としては、県のほうも上げていかなければならないという形ではございました。

県で、県の猟友会のほうへ委託をされとるという形でございますので、県のほうへ要望していくのがいいのか、県の猟友会のほうへ上げていくほうがいいのか、その辺についても今問合せをさせていただいておるところでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 危険を伴う業務という点では、消防団についてもやはり消防基金による保険があって、もし仮に亡くなった場合などには遺族年金だったり一時金というものがお支払いがされると思います。私消防団員でもあるんですけども、やっぱり危険度でいったらちょっと比べる余地もないんじゃないかなというぐらい、やっぱり熊の対応というのは危険性があるなというふうに思います。

そういった点でも、これは市単独でどうこうしてくれというようなことにはならないんじゃないかなとも思うんですけども、県なりもう少し大きな団体で対応していく必要があるとは思いますが、ただそれまで待ってられないというか、いつそういう事故が起こるか分からない、切迫した状況がいつ起こるとも知れないので、何かしらお見舞金とかそういう形でも対応が必要ではないかなと思うんですけど、その辺り見解をお聞かせいただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど産業部長のほうで申しましたように、県のほうに方向性を確認

しているというのもありますし、市独自でこの保障内容をちなみに上げた場合には、どれぐらいの財政負担になるかも含めて少し調べてみたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 有害捕獲に当たって、これまでは鹿、イノシシが主な対象動物であり、どちらかという銃を扱うことによって他者に対する損害、あるいは障がいですね。そういったことに対する損害賠償のほうが大きな保障内容のメイン、ケアしなきゃいけないとこだったと思うんですけども、当初申しましたとおり、やっぱり農作物の被害から人的被害へと被害の対象が変わってくる中で、これまでの仕組みの保障内容ではなかなか立ち向かうのが難しくなってくると思います。

実際、保障内容を調べた後で熊に行くってなったときに、これは相当用心せんといけんと思いますし、何ならできれば前線は行きたくないなっていうのが正直なところですよ。これは個人的にそうなんですけど、恐らくほかの方も行ってやられたらやられ損って言ったらちょっと語弊がありますが、でも実際そのような状況だと思うんですよ。そうなるってと、誰が担当するんかって言ったら担当する者が現状いないんじゃないかなと。できれば先々においては警察がライフルを使えるような状況になっていくと思うんですけども、そういった状況で対応していくのがよいかと思うんですが、その辺りはどういった考えをお持ちかという所見を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 あくまで、クマレンジャー等については人的被害を守るということが使命ですんで、そのところをあまり悠長に考える事案ではないと思いますんで、先ほど繰り返しになりますけども、保障内容を見直したときにどうなるかというところを早急に検討して、財政負担でいけそうなところであれば市独自の対応というの考えないかんのかも含めて、少し調べてみたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 答弁いい。警察とという。警察対応優先にっていう。

引き続き市長、よろしくお願いします。

○藤 本 市 長 やはり、警察のほうも先ほどあったように対応が多分変わってくるんだと思います。そういったものをちょっと連携しながら話をしてみたいというふうに思います。

○石 飛 議 長 南澤議員。

○南 澤 議 員 現状、状況がどんどん変わってきてると思うので、状況に合わせて御対応いただけるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 以上で、南澤議員の質問を終わります。
 続いて、通告がありますので発言を許します。
 12番 熊高議員。

○熊高昌三議員 12番、熊高昌三です。
 私の前に熊という質問が2人も続いて、よっぽど悪者の熊になったんですけども、今年の漢字一文字が熊で、2番何だったかな。3番が高で、それからすると熊高でいい漢字だったんですけど、今日前のお二人に熊が悪者になってしまったんで、頑張ってやらないけんなと思っております。

 それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。1項目しか出しておりませんが、政策についてということで出しております。

 このたび、市長との対話集会と銘打って、財政状況と総合計画について「安芸高田市の未来を語る」が行われ、市長自らが説明を行い、質疑応答が行われました。その結果について、成果と課題についてお伺いしたいと思います。

 まず1番が、各町及び全体としての参加者数並びにアンケートなどによる年代、性別、そして対話集会に対する意見はどのようなものがあったか、まずはお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
 藤本市長。

○藤 本 市 長 安芸高田市議会にはいい熊しかいないということで、お答えをさせていただきます。

 熊高昌三議員の質問にお答えをいたします。対話集会の総参加者数は延べ183人で、各会場ごとの参加数については吉田35人、八千代24人、美土里24人、高宮41人、甲田28人、向原31人でした。

 そして、アンケートの回収人数については170人の方から回答をいただきました。年代別の内訳は、20代30人、30代12人、40代15人、50代40人、60代41人、70代以上60人、回答しないが6人。性別では、男性134人、女性は38人、回答しないが5人でした。

 そして、対話集会に対する意見としては「分かりやすかった」「いろいろな意見が聞けてよかった」「今後も続けて実施してほしい」という声もいただいた一方、「若い人の参加が少ない」「女性の参加が少ない」「1人当たりの質問時間の制限を設けてはどうか」「MC、進行役をお願いはどうか」「テーマは絞ってもらいたい」「具体的な市長の思いが伝わってこない」といった内容の御意見をいただいております。

 以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。
 熊高議員。

○熊高昌三議員 私も全ての会場に、途中からの場合もありましたけども参加させていただきました、大体聞かせていただいてアンケートも全て書いたんです

が、アンケートもほとんど同じような形で書いて、高宮町出身の70代って書いたらいつも熊高というのが分かるなと思って、山本課長と話をし
て最後は書かないというところにチェックをしたりしたんですけども、
一番最後に市長がおっしゃったように、市長の気持ちが分からないとい
うのが雰囲気としてはあったのかなという気がしております。

では、2番の質問に移りたいと思います。

質疑応答についての主な内容について、改めてお伺いしたいと思いま
す。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 今回の対話集会では、市の今後の施策の方針について問うものから身
近な困り事まで、とても幅広いテーマでの質疑応答がなされたと捉えて
います。その内容について一つ一つお示しすることは難しいですが、
特に印象に残ったものということで何点かお話ししたいと思います。

「人口が減っていくときだからこそ、まちを元気にしようというリー
ダーシップ、市民を力づけようという働き方が大事ではないか。みんな
で一緒にやろう。職員も地域に出ようということも言ってもらいたい」
とか、「今回の公共交通の見直しは誰も喜ばない。見直しになっていな
いではないか」というような意見もいただきました。そして、「吉田病
院の経営状況が心配。市民の医療にとって非常に大事な施設である」と
いうような意見もいただきました。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 個別多様な意見があったというふうに私も漏れ聞きましたが、やはり
その個別の意見をどうやって集約するかというのは、今後執行部のほう
でやられると思いますけども、次の3番に入ります。

この対話集会を総括し、今後の市政にどう反映されるか。特に、藤本
市政のカラーをどのように発揮されるか。1番目の中でもちょっと言い
ましたように、藤本市長のカラーが見えないということも含めて私も感
じたので、改めてこういった問い方をさせていただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 今回は、現在の財政状況と今後の市政運営をテーマにした対話集会を
行ったことは、私にとっても市民の皆さんにとっても、希望もありまし
た財政説明会をということで有益だったのではないかなと思っておりま
す。

財政状況の説明については、財政上の指標の意味やその指標の捉え方
についての質問に対して答えることで、会場に来られた方にも理解をい
ただけたのではないかなというふうに思っておりますし、市の今後の方

針に関する質問については、私自身の言葉で答えられることもできたのではないかなというふうに思っておりますし、自分の思いを私の言葉で伝えた部分もあったように思います。

また、こんなことに困っているという課題を直接聞かせていただいたこと、そしてこういう姿勢で取り組んでもらいたいという叱咤激励については、今後の私の施政方針や具体的な事業の中で参考にさせていただきたいと思います。

私のマニフェストの最初に、対話による改革を掲げております。皆さんとの対話の中で進めていきたいという私の思いをお話しさせていただき、意見をいただきながらお互いに理解を深めながら前に進めていくことを大切に、今後も進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 今の答弁を聞く限り、少し受け止め方が甘いなというふうに感じました。市長の考えなんで、4番のほうに移ってその中身についてもう少しここで深掘りをしたいと思います。

政策の柱をどこに持っていくのかが今問われているように感じる。ここが肝なんですね、この質問の。参考にとということで、2025年度上期のスマート移住アワード2025で1位に選ばれた石川県加賀市など、上位にランクされた自治体の評価と、安芸高田市がどうすればそのような自治体と並ぶのか、所見があればお伺いしたいということです。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 御紹介いただきましたスマート移住アワード上位にランキングされている自治体について、取組を見させていただきました。興味を持ってもらい、関わりを深めてもらい、移住につなげていく仕掛けをうまくつくっておられる印象を持ちました。

実際に移住を検討する際に気になるのは、その地での暮らしがどんなものなのか、どんな仕事があるかということだと思います。伊那市の例にしますと、ふるさとワーキングホリデーはどちらも試してみることができるという意味で、とても参考になる取組だと思いました。また、加賀市の工芸と観光テーマにしたフィールドワークも興味深い取組と感じ、本市でも神楽を材料にすることで、魅力的なフィールドワークを行うことができるのではないかなという感想を持っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 スマート移住アワード、これ萩市も第4位ぐらいに入ってて、萩市というのは安芸高田市と縁の深い毛利元就公との関係もありますけども、

ここも私以前から言いましたように、今年になって何回も行かせていただきました。やはり、毛利元就公の孫になる、今年没後400年の隆元公の関係ですね。とりわけ大照院というお寺に行きまして、御住職さんとお話をする機会がありました。

ちなみに、市長は大照院お参りに行かれたかどうかまずお伺いしたいんですけど。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 まだお邪魔をさせてもらったことがございません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 政策の大きな柱として、毛利元就公を私たちはうたっておるんですね。また、たくさんの人が訪れていただけるような関係人口、あるいは観光の資源としてということですが、それにしては以前から言いますように、郡山城付近も含めて毛利元就公の墓所、こういったものも割とお粗末にされておるなど。

以前から言いますように、毛利家の関係あるいはいろんな条件がありますんで、なかなかうまくいかないということはあるんですけども、やはり毛利元就公を中心とした政策にするのであれば、やはり広島城はもとより萩市、あるいは山口市、山口は本当に毛利家の関係が非常に大きな縁がありますので、そのことをもっと知るという必要があると思うんです。ぜひ一度、私が御案内しますから、先に何回も行ってますから、ツアーを組んで大照院にお墓参りに行きましょう。いかがですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

久しく一緒に旅をしたことがございませんので、いい熊と一緒にに行けるんなら、ぜひお誘いをいただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 私が手をつないでいくわけじゃないんですけども、本当に見てみると思いが違ってくると思うんです。そういった意味で、ぜひ市長に限らず、たくさんの皆さんがバス1台ぐらいツアー組んででも、議会の皆さんも一緒にいけるようなそういった取組を新年になったらぜひやっていただきたい。行きましょうということで議場で約束しましたんで、これはほごにならんと思いますんで記載をしております。

もう一つ大きな政策の柱ということですけども、先ほど南澤議員もおっしゃったり、あるいは山の関係で非常に有意義なことをおっしゃった

んですが、さっきの議論を聞きながら、執行部は本当に我々議会の言っ
とることを覚えて聞いとるのかなと思って。たったこの間も、熊高慎二
議員が、もう一つのいい熊ですけども、彼が神石高原町の取組としてN
TEだったかな。道路型の本を切るような仕組みをつくってますよと。
こんな話を聞いてから何かしたんですか。ちょっとお伺いしたいと思
います。

○石 飛 議 長 答弁できますか。
小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 お答えします。

9月だったですかね。御質問いただきました。中電との協定だったと
思います。その部分については、森林環境譲与税のほうはまだ考えて進
んでおりません。今回は、そのときほかにもありましたインフラ周りの
部分。道路とかそういう部分について、次年度の予算で支障木とかそう
いうところに使うような今予算の計上というか、要求のほうをさせてい
ただいておるところでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上、答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 そういった考えがあるのなら、やはり答弁の中に付け加えて、ちょ
とずつ進化させていってるんだということをやっぱり伝えていくべきじ
ゃないかなという気がしております。
だから、バイオマス発電にしても以前から私も言ってきておりますし、
未利用材活性化協議会か。こういったものもあるんですね。そういった
ものも含めて、取り組んできたことをどんなふうに進展しているかとい
うことを含めて、状況報告をする中で今後こうしますというようなこと
を言うべきじゃないかなというふうな思いがしますが、その辺全く何も
してないんですか。お伺いします。

○石 飛 議 長 小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 バイオマス発電とか未利用材の部分だと思います。未利用材の部分に
ついては、実際のところちょっと動きがございました。ただそれ
以降、今で言うと例えば未利用材。森林組合さんなんかで切れる皆伐と
か間伐で出る未利用材について、現在はチップとして使うように持込み
をされているという状況です。また、八千代町で行われております木の
駅の形についても、今のチップという形で利用するように業者のほうへ
持ち込まれているという状況がございます。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高昌三議員 先ほどの山林の関係で環境関係とかいうのが出てきましたけども、や
っぱり循環型社会をつくろうということで、市民部のほうの環境審議会
ですか。この間、補正予算のところでは1万5,000円の補正予算でしたけど

も、これが12月4日に3回目をやったんですかね。来年の1月、2月に完了したいんだというふうな答弁がありましたよね。覚えてない。たったこの間の議論なんだけどね。反応がないんで覚えてないかなと思った。だから、こういったやっぱり私は自分なりにつないでずっと政策の話をしてきてるんですよ。だから単発で言ってるつもりは全くないんでね。

議長、すみません。ちょっと鼻水が出だしたんでマスクさせてください。聞こえるように言いますんで。聞こえますね。

○石 飛 議 長 聞こえにくいんですが、鼻水を取ってマスクを外してもらったほうがいいと思います。

○熊高昌三議員 申し訳ないです。

そういう形なんで、ぜひとも一つ一つの議会の議論というのは意味があって言ってるんですから、それを執行部としてどう生かすかということがこの議場でやり取りするということなんですよ。

歴代の市長、児玉更太郎さんが初代ですけども、この方はやっぱり特徴のある政策をと言えば、やっぱり住民自治のまちづくりをどうするかということで4年間やられましたね。6町をまとめるのは大変だということではなかなかうまくいきませんでした。安芸高田市の2期目からは浜田市長がやられて3期やられました。浜田さんのことですから、元気のいい何でもありというふうなことでやられたんで、本当に何をやったのかよう分からんですけども、そういった面白い市長でした。お金は私がおるときに、後残らんでもええぐらい使うんだというぐらい冗談半分に言われるような方ですから、本当に自由奔放にやられた市長だと思います。

その後は児玉浩さんだったんですが、これは河井事件の関係ですぐ辞任されたんで、なかなか特徴が出てくるそういった状況でもなかったですけども。4人目が石丸伸二さん。前市長ですね。だから、この方はよくも悪くもやっぱり自分のやりたいこと、特徴のある取組、そして元気を出していくという、そういう雰囲気随分伝わってきましたね。

何が言いたいのかというのは、藤本市長はタイプとしたら私自分の評価をすれば、児玉更太郎さんタイプだと思うんですよ。でもそんなに、児玉さんは高宮町時代から長年まちづくりをされてきて、その結果として安芸高田市の市長に初代なられたんですよ。だからそういう流れからすると、藤本市長には時間がないんですよ。以前から言うように。これだけスピード感のある、あるいは財政の厳しい状況。こういったところで、時間がない中で藤本市長のカラーを出して行って、市民がどんなふうに藤本市長に期待しているかというところやっぱり出していく必要があると思うんです。

それをやはり、今回の対話集会でも皆さんももうちょっと期待したんだろうなと。ちょうど美土里の集会の後、玄関口でちょっと思ったより残念でしたという。何でですかって言ったら、やはり藤本カラーが見え

なかったと。だから、藤本市長がやりたいことを出して行って、市民の皆さんがそれは違う、いやそれはいいというふうな議論をするのが私は対話集会だと思ってたんで、そういった意味では、リーダーとしてはそれぞれ特徴といいますかあるんで、それはもう変えるべきことでもないかも分かりませんが。だから今の時代のリーダー像というのは、私はそういうものを望んだ上で今回の対話集会にも期待をした。その中でそういう結果になったんで。だからそういう意味で、市長が自分のカラーというのはどんなふうに出していくのか。

ちょうどこの間、カープの山崎隆造さんかな。有名な選手がいますけど、彼を囲む会にいつも呼んでもらうんですが、そこにOB会代表の大野さんと小山内さんと高橋慶彦さん来ていろいろ懇談をしたんですけども、今のカープの低迷ぶりはこの3年を見て何がいけないかと。新井監督が何を考えてるか分からない。OBとして。何を目指してるのか分からない。反面、サンフレッチェの監督。スキッベ監督かな。変わられましたが、彼の方針というのは本当にはっきりしてましたよね。それで成果も出している。また新しい次の監督もドイツの人です。これもスキッベ監督の方針に合うような形で、サッカー詳しくないですが、守りと攻めの関係という同じような方針でいくんだというようなことを新聞でちょっと見ましたが。

やはりリーダーというのはそういった方針をきちっと出して、みんながついていきたくなるような、そういったリーダーであるべきだと思うんです。市長に元気でにぎやかな雰囲気をつくりなさいと言っても、それは藤本社市長タイプじゃないんで、私も似たようなタイプなんでそれは望めませんが、やはり自分がやりたいことをこの市で対話の中で何を感じてどうするのかというところを、どんなふうに出していくのかというところを、もう一度今渋い顔して聞いてますけども、これは言わざるを得ないので言わせてもらいますけども、気持ちをどのように据えていくのかというところをもう一度お聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 カラーが出ない人間のタイプというのもあるんだろうと思います。決して何も考えてなくぼうっと市長職をやっているというつもりもないんですけども、そのアピールの仕方が下手なんだろうと思います。

されとて、安芸高田市の課題というのは本当に大きなものがあり、それをどうにかしようという思いで市長選にもチャレンジをし、皆さんの御支援をいただき今があります。そういったことをしっかりと実現するために、今本当に市役所の中ではしっかりと職員と協議をしながら一つ一つの課題を、まずは課題を整理すること。そして、これからまた予算を組んでいきますけど、その中でこういったものを具体化、事業化していくか。それをまた予算のほうで上げていきますんで、そういった一つ

一つの積み重ねで理解をしていただきたいという思いです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 政策という論点なんで、市が考える安芸高田市に今必要なものというふうに見たときに、やはり人口減少するというのはもうここだけじゃないんですけども、やはり短期間に人口を増やすということに関していえば、いろいろ面白い人と話をする機会もあるんですが、いわゆるシングルマザー、ファザー。こういった皆さんを、少し暮らしにくい広島市内から安芸高田市に誘導するような政策をやったら、たくさん来るんじゃないかというような話もされたんです。そういった取組にしてどういう課題、あるいはメリットがあるのか。そういうところも考えてみられたらどうか。考えてみられたことがあるかどうか分かりませんが、そこら辺りがやはり発想を転換していくというのが大事かなというふうに思うんです。

だからその辺のことを含めて、政策の柱として、若い人をすぐ増やしていく。そういったことをすればどうかなというところ。もしお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど御提案いただきましたシングルの方の誘致といいますか、安芸高田市へ来ていただくという取組は、多分以前にも何かあったように記憶しております。これは多分、福祉分野の人材確保という意味で検討されたのがあったように記憶をしております。今の時代に、そういった熊高議員のおっしゃるような環境で安芸高田市にもし来てみようというニーズがあるような状況であれば、ぜひ検討していきたいと思います。

ただ、これはやり方をしっかりと考えてやらないといけない大きな課題というか、問題もあると思いますんで、そういったところは少しまた情報をいただきながら考えてみたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 この議論をすれば随分時間も必要ですから、1つ参考に、私もそういった視点で見てたらいい情報があったんですが、沖縄県の母子寡婦福祉連合会のアドバイザー小山訓久さんという方が、沖縄県でそういった取組をされているということなんで、これはぜひ参考にしてもらいたいなと。私もこれから、ちょうど二、三日前に見たんで十分理解はしたとはいえませんが、これは非常に若い人、今の家のローンのことなんかも含めて若い人が困ってることをどんなふうに解決できるのかというようなところをおっしゃってる方なんで、そういった視点では小山訓久さんと

いうのを一度調べてみてください。

もう一つの提案としては、お年寄りに重点を置いた政策としては、私もこの間本当に初めて聞いてびっくりしたんですが、部屋の温度を18度以下にするか以上にするかによって健康管理の効果が全然違うという。これは、厚労省と国土交通省が一体となってやってるんですが、厚労省の健康日本21。

○石 飛 議 長 熊高議員にお伝えします。健康管理の話ですが、施策の話でしょうか。
○熊高昌三議員 施策の話です。

○石 飛 議 長 施策の話で健康管理に通じてきますか。

○熊高昌三議員 はい。

○石 飛 議 長 では、簡潔にまとめて質疑してください。それと、熊高議員の言葉で言ってください。誰かが言ってた。この人が言ってたという提案は質問になりません。よろしくお願いします。

○熊高昌三議員 いや、参考だから言ってるだけの話です。

○石 飛 議 長 参考はもうよろしいですから、質問をお願いします。

○熊高昌三議員 だからそういうのを参考にして政策をつくってくださいということを言う。それをどうですかということを最後に言います。

○石 飛 議 長 そのように私も同調してるからよろしくというように言ってください。明確をお願いします。

○熊高昌三議員 健康日本21における第3次の中で、住宅分野の中で18度の室温以上にすると血圧が安定する。あるいはつまずきも少なくなる。そういったいろいろメリットがあるということで、これは高齢者の健康管理、そういったものにもつながってくるし、改修工事をすればいろいろ住宅の施策にもなるし、そういったところがありますので、健康日本21の第3次ということについて認識があるかないかお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 これの件については、WHOが住まいと住宅との関するガイドラインの中でそういったものを提案してるということの流れの中で、国のほうがそういった第3次の健康21第3次ですかね。おけるということで動きがあるように伺っております。

18度、低温の寒い部屋ではいろんな副作用といいますかヒートショックもありますし、高齢者の方の転倒、いろんなものがあるんで、最低でも18度以上の家に住むことが健康にも長寿にもいいということは存じ上げております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 ぜひ次の政策に上げていただきたいというふうに思います。

そして、先ほど加賀市のことを申し上げましたけども、40歳の女性、

姉妹だったんですけども、島根にお住まいの方ですが、加賀市に移住したいんだというふうにおっしゃったんです。このアワードのことかなと思ったら、アワードのことじゃなかったんです。そこが自由で住みやすい雰囲気のある加賀市だということなんです。だからいろんなうちのいい政策も加賀市も同じようにしてるんですけども、その政策の積み上げというよりか、そこに住む人が住みやすいと感じるような生き方をされているという。

具体的に言えば、私も何でかなと思って調べたら、参政党の神谷宗幣さんが大阪から移住して、そこで子どもたちを支えるような塾のようなものをされておるんですね。それがやはり若い人、40代前後の人があそこ行けば自由に住まれるんだということで、田舎であの子はどうか離婚してどうだとか、そういったことを言われるような環境にはいたくないんだというようなことで移住をしたいんだというような話をされたんです。

だから、安芸高田市がやっぱり一番つくらないけんのはそこだと思うんです。振興会の活動のことも以前から言いますけども、やはり若い人が自由に活動できるような雰囲気づくりを安芸高田市はもっとしないといけないということを強く感じたんです。若い人に任せていくんだと。あるいは、そういった人が来ることによって人が人を呼ぶというのがこの辺の結果だと思うんです。

最近、豊平のどんぐり村に海外協力隊の人が帰ってきて、そこにまた人が集まってるんだということを若い女性から聞きました。人が人を呼ぶんだというところを、もう少し丁寧に安芸高田市はまちづくりをしていかないと、一応形はつくっても心が入ってないというふうに見られてるというふうに思うんです。そういったところを今後どんなふうにされていくのか、所見があればお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁ありますか。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今、先ほど来、幾つかの提案をいただきました。取り込めるものもあるように思いますので、そういったところを取り組みながら、熊高議員のおっしゃるような形だけのまちづくりでなく魂を入れるといいですか、そこに本当に住みたいんだと思ってもらえるような市の活動といいですか、ものをしていきたいというふうに思います。そういった意味で、今回提案いただいたことを参考にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高昌三議員 今日申し上げたことを政策に反映していただくことを期待をして、一

般質問を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、熊高議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月23日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員